

資料 1

令和 3 年 壱岐市議会定例会 6 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

報告第 2 号関係

壱岐市税条例等の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【第 2 条関係】 壱岐市税条例の一部を改正する条例（令和 2 年壱岐市条例第 1 9 号）新旧対照表・・・・ 1 6

議案第 3 3 号関係

壱岐市監査委員条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9

【附則関係】 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表・・・・ 2 1

議案第 3 4 号関係

壱岐市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

議案第 3 5 号関係

壱岐市手数料条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

議案第 3 6 号関係

壱岐市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

壱岐市税条例等の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
目次 (略) 第1条から第36条の3まで (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。 5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 (略) 2・3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略)	目次 (略) 第1条から第36条の3まで (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 (略) 2・3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略)	

第36条の4から第53条の7の2まで (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

第36条の4から第53条の7の2まで (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理された

第53条の10から第81条の3まで (略)

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) (略)

第81条の5から第151条まで (略)

附 則

第1条から第10条まで (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

とき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第53条の10から第81条の3まで (略)

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) (略)

第81条の5から第151条まで (略)

附 則

第1条から第10条まで (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3分の2とする。

2 2 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、
零とする。

2 3 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。

2 4 (略)

第10条の3 (略)

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようと
する者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受け
ようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに
次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条の2第13
項第1号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなけれ
ばならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務
者が令附則第12条の2第11項第2号から第4号までに掲
げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関
係

(2) 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受けようと
する家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、
家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第3項
又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、
前条第2項第2号又は第4項第2号に掲げる事項）

(3) 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日（法附則第1
5条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第3項から
第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、
前条第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第
3号に掲げる事項）

(4) 令附則第12条の2第11項第1号に規定する被災家屋

3分の2とする。

2 2 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。

2 3 (略)

第10条の3 (略)

(次号において「被災家屋」という。)の床面積

(5) 被災家屋が共有物である場合にあっては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合

(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受ける家屋に係る平成17年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、前条第1項から第4項までの規定は適用しない。

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当

当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第14条 （略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、

当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第14条 （略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、

法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 （略）

第15条の3から第15条の6まで （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3, 900円	4, 600円
第2号ア（ウ）a	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
第2号ア（ウ）b	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 （略）

第15条の3から第15条の6まで （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3, 900円	4, 600円
第2号ア（ウ）a	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
第2号ア（ウ）b	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回

回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	１，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

- ３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

- ４ 法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽

車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	１，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

- ３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

- ４ 法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽

自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が~~令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 （略）

自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 （略）

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車~~が~~令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

第16条の3から第21条の2まで (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が~~令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

第16条の3から第21条の2まで (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 （略） 第23条から第25条まで （略） （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第26条 （略）	2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 （略） 第23条から第25条まで （略） （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第26条 （略） <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>	
--	---	--

壱岐市税条例等の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市税条例の一部を改正する条例（令和2年壱岐市条例第19号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
（壱岐市税条例の一部改正） 第1条 （略） 第2条 壱岐市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） 第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第3	（壱岐市税条例の一部改正） 第1条 （略） 第2条 壱岐市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） 第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第3	

4項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親

4項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親

法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

(中略)

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

以 下 (略)

法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

(中略)

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

以 下 (略)

壱岐市監査委員条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項、第200条第2項及び第202条の規定に基づき、壱岐市監査委員（以下「監査委員」という。）の定数、事務局の設置その他監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 (略) (事務局の設置) 第3条 (略) (請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。 (定例監査) 第5条 (略) (随時監査及び財政援助を与えているもの等に対する監査) 第6条 (略) (決算等の審査) 第7条 (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項、<u>第196条第1項ただし書</u>、第200条第2項及び第202条の規定に基づき、壱岐市監査委員（以下「監査委員」という。）の定数、事務局の設置その他監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 (略) <u>(議員のうちから選任する監査委員)</u> 第3条 <u>監査委員は、議員のうちから選任しない。</u> (事務局の設置) 第4条 (略) (請求又は要求による監査) 第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。 (定例監査) 第6条 (略) (随時監査及び財政援助を与えているもの等に対する監査) 第7条 (略) (決算等の審査) 第8条 (略)	

(現金出納の検査) <u>第8条</u> (略) (公金の収納等の監査) <u>第9条</u> (略) (公表の方法) <u>第10条</u> (略) (委任) <u>第11条</u> (略) 以 下 (略)	(現金出納の検査) <u>第9条</u> (略) (公金の収納等の監査) <u>第10条</u> (略) (公表の方法) <u>第11条</u> (略) (委任) <u>第12条</u> (略) 以 下 (略)	
---	--	--

壱岐市監査委員条例【附則関係】

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行						改正案						備考
本則及び附則（略）						本則及び附則（略）						
別表（第2条、第5条関係）						別表（第2条、第5条関係）						
区分			報酬の額（円）		費用弁償	区分			報酬の額（円）		費用弁償	
(中略)			(中略)		壱岐市職員の旅費に関する 条例(平成16年壱岐市条例第44号)に規定する副市長の旅費	(中略)			(中略)		壱岐市職員の旅費に関する 条例(平成16年壱岐市条例第44号)に規定する副市長の旅費	
3	監査委員	代表監査委員	月額	83,000		3	監査委員	代表監査委員	月額	83,000		
		委員（識見）	月額	74,000				委員（識見）	月額	74,000		
		委員（議選）	月額	46,000								
(中略)			(中略)			(中略)			(中略)			
(以下略)			(以下略)		(以下略)	(以下略)			(以下略)		(以下略)	

壱岐市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
目次 (略) 第1条から第3条まで (略) (審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) <u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) 第5条及び第6条 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(3) (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(3) (略)	目次 (略) 第1条から第3条まで (略) (審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) 第5条及び第6条 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) (略)	

6・7 (略) 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない</u>。 (1)～(5) (略) (実地調査) 第9条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない</u>。 (1)～(4) (略) (議事についての調書) 第10条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない</u>。 (1)～(4) (略) 以 下 (略)	6・7 (略) 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しななければならない。 (1)～(5) (略) (実地調査) 第9条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しななければならない。 (1)～(4) (略) (議事についての調書) 第10条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しななければならない。 (1)～(4) (略) 以 下 (略)	
---	---	--

壱岐市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案				備考
本則及び附則（略）				本則及び附則（略）				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
番号	手数料を徴収する事項	単位	金額	番号	手数料を徴収する事項	単位	金額	
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	
10	個人番号カードの再交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付）	1件につき	800円					
11	(略)	(略)	(略)	10	(略)	(略)	(略)	
12	(略)	(略)	(略)	11	(略)	(略)	(略)	
13	(略)	(略)	(略)	12	(略)	(略)	(略)	

<u>1 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 0</u>	(略)	(略)	(略)

<u>1 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>1 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>2 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 9</u>	(略)	(略)	(略)

<u>4 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 1</u>	(略)	(略) (中略)	(中略)
<u>5 2</u>	(略)	(中略)	(中略)
<u>5 3</u>	(略)	(略)	(略)

<u>4 0</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 1</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 2</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 3</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 7</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 8</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 9</u>	(略)	(略)	(略)
<u>5 0</u>	(略)	(略) (中略)	(中略)
<u>5 1</u>	(略)	(中略)	(中略)
<u>5 2</u>	(略)	(略)	(略)

壱岐市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第6条まで (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。 以下 (略)	第1条から第6条まで (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。 以下 (略)	

令和2年度3月31日専決補正予算概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月31日専決補正予算の概要	2～4
3. 基金の状況（見込み）	5
4. 地方消費税交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費	6



高 岐 市

令和2年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名			現計予算額	3/31専決補正予算額	補正後予算額
一 般 会 計			28,298,000	△ 89,000	28,209,000
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,831,002		3,831,002
		診療施設勘定	50,719		50,719
		計	3,881,721		3,881,721
	後期高齢者医療事業特別会計		363,156		363,156
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,743,078		3,743,078
		介護サービス事業勘定	45,378		45,378
		計	3,788,456		3,788,456
	下水道事業特別会計		311,904	△ 900	311,004
	三島航路事業特別会計		120,889		120,889
	農業機械銀行特別会計		143,004		143,004
	合 計		8,609,130	△ 900	8,608,230
一般会計、特別会計の合計			36,907,130	△ 89,900	36,817,230

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	3/31専決補正予算額	補正後予算額
水道事業会計	収益的收入	834,969		834,969
	収益的支出	803,702		803,702
	資本的收入	265,010		265,010
	資本的支出	323,652		323,652

令和2年度3月31日専決補正予算の概要

■一般会計

(単位：千円)

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容等	所属	予算書 ページ
							特 定 財 源							
							国費	県費	地方債	その他				
2総務費	1総務管理費	3財政管理費	財政調整基金積立金	0	250,000	250,000					250,000	地方財政法第7条第1項に基づき、令和元年度の剰余金（433,221千円）の2分の1以上の額を積み立てる。	財政課	16～17
		6企画費	ふるさと応援寄附金事業	610,921	△ 147,500	463,421				△ 152,035 ふるさと応援寄附金 △91,300 ふるさと応援基金繰入金△60,735	4,535	ふるさと応援寄附金実績による事業費用の減及び基金積立金の減。	政策企画課	16～17
			移住・定住促進プロジェクト事業	48,200	△ 28,500	19,700				△ 28,614 ふるさと応援基金繰入金	114	定住奨励事業等補助金の交付実績による減。	政策企画課	16～17
4衛生費	1保健衛生費	3環境衛生費	火葬場管理費	146,612	△ 12,700	133,912			△ 10,300 過疎対策事業債		△ 2,400	旧葬斎場解体工事の実績による減。	環境衛生課	20～21
5農林水産業費	1農業費	4畜産業費	家畜導入事業	24,900	△ 14,100	10,800				△ 5,600 過疎地域自立促進特別事業基金繰入金	△ 8,500	補助金の交付実績による減。	農林課	22～23

令和2年度3月31日専決補正予算の概要

■一般会計

(単位：千円)

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容等	所属	予算書 ページ
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他				
5農林水産 業費	2林業費	2林業振興費	森林環境譲与税基金積立金	6,438	76	6,514					76	森林環境譲与税の増に伴う、積立金の増。	農林 課	22～ 23
	3水産業費	1水産業総務費	沓岐栽培センター管理費	48,650	△ 4,606	44,044				△ 6,080 栽培漁業 振興基金 繰入金	1,474	実績による減。	水産 課	22～ 23
	3水産業費	2水産業振興費	漁業用燃油対策事業	65,665	△ 27,400	38,265				△ 27,400 過疎地域 自立促進 特別事業 基金繰入 金	0	補助金の交付実績による減。	水産 課	22～ 23
9教育費	1教育総務費	2事務局費	教育振興基金積立金	0	1,000	1,000				1,000 教育振興 指定寄附 金	0	指定寄附に伴う、積立金の増。	教育 総務 課	26～ 27

令和2年度3月31日専決補正予算の概要

■下水道事業特別会計

(単位：千円)

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容等	所 属	予算書 ページ
							特 定 財 源				一般財源			
							国費	県費	地方債	その他				
1下水道事業費	2施設整備費	1施設整備費	施設整備費（補助）	43,137	△ 900	42,237			△ 900		0	事業実績による減。	上下水道課	10～11

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区 分		平成30年度末 現在高	令和元年度		令和元年度末 現在高	令和2年度（見込み）		令和2年度末 現在高見込
			積立金	取崩額		積立金	取崩額	
一般会計分	財政調整基金	1,203,668	292	150,000	1,053,960	250,290	200,000	1,104,250
	減債基金	1,765,159	247	1,000,000	765,406	782	400,000	366,188
	地域振興基金	315,607	131	184,000	131,738	32	105,900	25,870
	地域福祉基金	692,770	0	3,500	689,270	0	2,300	686,970
	老人ホーム事業施設整備基金	183,898	19	6,900	177,017	19	10,200	166,836
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	149,116	26	20,000	129,142	19	3,920	125,241
	沿岸漁業振興基金	51,143	13,431	13,426	51,148	18,014	17,985	51,177
	教育振興基金	7,303	1	300	7,004	1,001	0	8,005
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	10,741	1	0	10,742	2	4,500	6,244
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	354,730	2,010,870
	ふるさと応援基金	434,115	379,987	302,100	512,002	308,831	276,382	544,451
	過疎地域自立促進特別事業基金	469,859	263,088	225,000	507,947	260,090	195,580	572,457
	本庁舎建設基金	150,001	50,015	0	200,016	50,021	0	250,037
	学校施設整備基金	150,001	100,042	0	250,043	50,053	0	300,096
	豊岐市森林環境譲与税基金	0	3,064	0	3,064	6,515	3,000	6,579
	小 計	6,028,734	809,805	755,226	6,083,313	694,597	974,497	5,803,413
	計	8,997,561	810,344	1,905,226	7,902,679	945,669	1,574,497	7,273,851
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	255,679	26	80,000	175,705	26	104,000	71,731
	介護給付費準備基金	61,839	7	734	61,112	7	36,629	24,490
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	21,654	7,843	7,150	22,347	1	15,440	6,908
	計	339,172	7,876	87,884	259,164	34	156,069	103,129
合 計		9,336,733	818,220	1,993,110	8,161,843	945,703	1,730,566	7,376,980

○定額運用基金

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度		令和元年度末 現在高	令和2年度（見込み）		令和2年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	350	350	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	4,000	0	47,566	5,000	0	52,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	65,566	4,350	350	69,566	5,000	0	74,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	9,402,299	822,570	1,993,460	8,231,409	950,703	1,730,566	7,451,546
-----------------	-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

【参考資料】

令和２年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）
が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	303,225 千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	4,056,123 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	市 債	その他	引上げ分の地方 消費税 （社会保障財源 化分の市町村交 付金）	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	1,072,414	759,858	0	1,100	41,454	270,002
	高齢者福祉事業	76,569	0	0	11,839	8,615	56,115
	児童福祉事業	11,408	150	0	8,090	422	2,746
	母子福祉事業	1,936	937	0	0	133	866
	生活保護扶助事業	778,931	598,835	0	27,101	20,363	132,632
	小 計	1,941,258	1,359,780	0	48,130	70,987	462,361
社会 保険	介護保険事業	594,295	41,791	0	20,300	70,834	461,370
	国民健康保険事業	288,230	151,849	0	0	18,152	118,229
	小 計	882,525	193,640	0	20,300	88,986	579,599
保健 衛生	高齢者医療事業	547,568	90,592	0	21,715	57,932	377,329
	疾病予防対策事業	118,427	5,205	0	38,520	9,943	64,759
	医療提供体制確保事業	566,345	0	0	0	75,377	490,968
	小 計	1,232,340	95,797	0	60,235	143,252	933,056
合計		4,056,123	1,649,217	0	128,665	303,225	1,975,016

令和3年度6月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 6月補正予算主要事業一覧	2～37
3. 基金の状況（見込み）	38



堺 岐 市

令和3年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名			現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
一 般 会 計			22,251,500	277,700	22,529,200
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,770,649		3,770,649
		診療施設勘定	49,536		49,536
		計	3,820,185		3,820,185
	後期高齢者医療事業特別会計		364,527		364,527
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,652,039		3,652,039
		介護サービス事業勘定	39,117		39,117
		計	3,691,156		3,691,156
	下水道事業特別会計		334,818		334,818
	三島航路事業特別会計		113,829		113,829
	農業機械銀行特別会計		102,234		102,234
	合 計		8,426,749		8,426,749
一般会計、特別会計の合計			30,678,249	277,700	30,955,949

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	724,277		724,277
	収益的支出	807,810	2,611	810,421
	資本的収入	142,318	5,000	147,318
	資本的支出	373,303	5,500	378,803

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費	項	01	総務管理費	目	
事業	大	0007 まちづくり協議会費					
	中						
	小						
	細						
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31	新規・継続		新規		臨・経	
経費区分	經常的経費	事業の種類					
補助単独区分		目的区分		総一総－その他			

【事業概要】

- 根拠法令
 沓崎市まちづくり協議会設置条例
 - 事業の目的
 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、沓崎市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。
 - 事業概要
 地域の特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて自主的かつ主体的なまちづくり活動を展開する。

 単位：市内18小学校区（現在、12小学校区で設立）
 - 期待する事業効果・成果検証の方法
 ・地域の課題解決と魅力向上
 - 市の役割
 ・財政的支援（まちづくり交付金、設立準備補助金）
 ・人的支援（集落支援員の配置や地域担当職員の活動支援）
 - 近隣市町村の状況
 県内他市町においても、地域住民主体による新たな地域運営組織の形成と、集落・地域コミュニティの維持・活性化を推進している。
 - 将来的な財政負担額の見込み
 18小学校区設立した場合、まちづくり交付金は年額47,251千円となる。
 - 増減理由
 6月に鯨伏地区まちづくり協議会が設立予定であるため、その交付金を予算計上する。
 まちづくり交付金（基礎額：1,616千円、加算額：450千円）

1 一般管理費		所属	0105054000-0000	S D G s 未来課	
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額	
	事 業 費	2,066	78,142	80,208	
	国庫支出金		590	590	
	県支出金		844	844	
	地方債				
	その他		72,900	72,900	
	一般財源	2,066	3,808	5,874	

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	2,066
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	2,066

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費	項	01	総務管理費	目
事業	大	0004 庁舎管理費（勝本庁舎）				
	中	02 庁舎管理費（勝本庁舎）				
	小					
	細					
事業期間			新規・継続		臨・経	
経費区分	経常的経費		事業の種類			
補助単独区分			目的区分	総－総－庁舎等		

【事業概要】

○根拠法令

○事業の目的
行政サービスの提供

○事業概要
庁舎の維持管理

○期待する事業効果・成果検証の方法

○市の役割

○近隣市町村の状況

○将来的な財政負担額の見込み
本市は分庁方式を採用しているため、本庁舎1本化と比較すると維持管理費が嵩む。

○増減理由
庁舎の夜間警備業務について、R3.10から郷ノ浦庁舎のみ配置することで進めていたが、防犯対策等が十分でないことや市民に一番身近な公共施設である庁舎を無人化するには、十分な説明と周知期間が必要であると判断し、R3.10以降の不足額を計上。

5	財産管理費	所属	0105071000-0000	勝本支所		
	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事業費	1,421	7,148	8,569		
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	1,421	7,148	8,569		

【事業費内訳】

【事業費内訳】		節	補正額	節	補正額	
01	報酬			16	公有財産購入費	
02	給料			17	備品購入費	
03	職員手当等			18	負担金、補助及び交付金	
04	共済費			19	扶助費	
05	災害補償費			20	貸付金	
06	恩給及び退職年金			21	補償、補填及び賠償金	
07	報償費			22	償還金、利子及び割引料	
08	旅費			23	投資及び出資金	
09	交際費			24	積立金	
10	需用費			25	寄附金	
11	役務費			26	公課費	
12	委託料		1,421	27	繰出金	
13	使用料及び賃借料				予備費	
14	工事請負費					
15	原材料費				合 計	1,421

【特定財源の内訳】

[illegible]

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費		項	01	総務管理費		目	05	財産管理費		所屬	0105071500-0000	芦辺支所	
事業	大	0005	庁舎管理費（芦辺庁舎）						財 源 内 訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	中	02	庁舎管理費（芦辺庁舎）							事業費	1,421	10,027	11,448		
	小									国庫支出金					
	細									県支出金					
事業期間				新規・継続				臨・経				地方債			
経費区分		經常的経費		事業の種類				その他				一般財源	1,421	10,027	11,448
補助単独区分				目的区分		総－総－庁舎等									

【事業概要】

○根拠法令

○事業の目的
行政サービスの提供

○事業概要
庁舎の維持管理

○期待する事業効果・成果検証の方法

○市の役割

○近隣市町村の状況

○将来的な財政負担額の見込み
本市は分庁方式を採用しているため、本庁舎１本化と比較すると維持管理費が嵩む。

○増減理由
庁舎の夜間警備業務について、R3.10から郷ノ浦庁舎のみ配置することで進めていたが、防犯対策等が十分でないことや市民に一番身近な公共施設である庁舎を無人化するには、十分な説明と周知期間が必要であると判断し、R3.10以降の不足額を計上。

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料	1,421	27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	1,421

【特定財源の内訳】

[illegible]

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費	項	01	総務管理費	目
事業	大	0006 庁舎管理費（石田庁舎）				
	中	02 庁舎管理費（石田庁舎）				
	小					
	細					
事業期間			新規・継続		臨・経	
経費区分	経常的経費		事業の種類			
補助単独区分			目的区分	総－総－庁舎等		

【事業概要】

○根拠法令

○事業の目的
行政サービスの提供

○事業概要
庁舎の維持管理

○期待する事業効果・成果検証の方法

○市の役割

○近隣市町村の状況

○将来的な財政負担額の見込み
本市は分庁方式を採用しているため、本庁舎1本化と比較すると維持管理費が嵩む。

○増減理由
庁舎の夜間警備業務について、R3.10から郷ノ浦庁舎のみ配置することで進めていたが、防犯対策等が十分でないことや市民に一番身近な公共施設である庁舎を無人化するには、十分な説明と周知期間が必要であると判断し、R3.10以降の不足額を計上。

5	財産管理費	所属	0105072000-0000	石田支所		
	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事 業 費	1,421	6,654	8,075		
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他		1,400	1,400		
	一般財源	1,421	5,254	6,675		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料	1,421	27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	1,421

【特定財源の内訳】

[illegible]

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費	項	01	総務管理費	目
事業	大	0002	企画費			
	中	01	企画費			
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～	令 4. 3.31	新規・継続	新規	臨・経	
経費区分	經常的経費		事業の種類			
補助単独区分	単独事業		目的区分	総－総－その他		

【事業概要】

○根拠法令
令和3年度コミュニティ助成事業実施要綱（一般財団法人自治総合センター）

○事業の目的
宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

○事業概要
一般財団法人自治総合センターにより、採択された事業への補助交付事業。
・一般コミュニティ助成事業（助成額：100～250万円）コミュニティ活動備品の整備等
釘山公民館 250万円 大原上公民館 170万円
平人触公民館 160万円 八幡浦会 250万円
柳田地区公民館 240万円
・コミュニティセンター助成事業（助成額：総事業費の5分の3以内、ただし1,500万円上限）
栗岳自治公民館 790万円

○期待する事業効果・成果検証の方法
公民館等のコミュニティ施設や備品の整備により、地域のコミュニティ活動の充実・強化が図られる。

○市の役割
採択された事業実施者への補助金を交付する。

○近隣市町村の状況
長崎県及び全国においても、本事業の活用を行っている。

○将来的な財政負担額の見込み
一般財団法人自治総合センターによる補助の為、財政負担はなし。

○増減理由
（一財）自治総合センターへ令和2年度に申請を行ったコミュニティ助成事業について、令和3年3月29日付けで助成が決定された一般コミュニティ助成事業とコミュニティセンター助成事業を予算計上する。

6	企画費	所属	0105060100-0000	政策企画課		
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事業費	18,600	10,227	28,827		
	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他	18,600	1	18,601		
	一般財源		10,226	10,226		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	18,600
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	18,600

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費	項	01	総務管理費	目
事業	大	0016	エコアイランド推進事業			
	中	03	二酸化炭素排出抑制対策事業			
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3.31		新規・継続	新規	臨・経	臨時
経費区分			事業の種類			
補助単独区分			目的区分	総－総－その他		

【事業概要】

○根拠法令

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱、実施要領、交付規程

○事業の目的

- ・「長崎県洋上風力発電に係るゾーニング実証事業」における本市周辺海域での「候補エリア」設定を踏まえ、洋上風力発電の導入可能性について調査検討等を行う。

○事業概要

- ・利害関係者による検討協議会、先行利用者（漁業者・航路事業者等）との個別調整
- ・地域住民の理解醸成のための説明会等の実施、鳥類等の生息状況の把握
- ・地域への経済的な波及効果等に関する調査、漁業との協調・共生に関する調査 など

○期待する事業効果・成果検証の方法

(事業効果)

- ・洋上風力発電の導入可能性エリア（仮称）の設定及び利害関係者等との合意形成。（成果検証）
- ・当該エリアの設定に係るゾーニングマップ等についてパブリックコメントの実施

○市の役割

- ・検討協議会の事務局を担うほか、利害関係者等との個別協議及び調整等を行う。

○近隣市町村の状況

- ・一般的に海域には市境等は存在せず、洋上風力発電の導入可能性が検討される本市周辺海域において、近隣市町村の漁業者も操業しており、近隣市町村との合意形成も必要。

○将来的な財政負担額の見込み

- ・本事業については国の補助制度を活用して、市の財政負担なしで実施する予定である。
- ・将来的に洋上風力発電が導入される場合も、民間の発電事業者等が洋上風力発電施設の設置を行うものであり、市において財政負担が発生するものではない。
- ・洋上風力発電の導入にあたっては、地域への経済的波及効果や漁業との共生のための協調策などを発電事業者に対して設置要件として求めることができる。

○增減理由

- ・R3.5.6公募期限の環境省所管の補助事業（補助率10/10）に応募申請を行っている。
- ・委託業務名称：洋上風力発電導入可能性検討業務
- ・委託料予算額：34,320,000円

6	企画費	所属	0105054000-0000	S D G s 未来課	
財源内訳	区分	今回補正額	補正前の額	補正後の額	
	事業費	34,320		34,320	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他	34,320		34,320	
	一般財源				

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料	34,320	27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	34,320

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費	項	01	総務管理費	目
事業	大	0002 地区事務所費				
	中	08 地区事務所費（那賀事務所）				
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31		新規・継続	新規	臨・経	
経費区分	經常的経費		事業の種類			
補助単独区分	単独事業		目的区分	総－総－その他		

【事業概要】

○根拠法令

○事業の目的

窓口業務を通して地域とのつながりを広げる。

○事業概要

住民票・税証明・戸籍等の窓口諸証明発行業務
税・使用料等の収納業務

○期待する事業効果・成果検証の方法

○市の役割

○近隣市町村の状況

○将来的な財政負担額の見込み

○增減理由

那賀事務所において、会計年度任用職員１名が７月より産休・９月より育休の予定があるため、今回代替え職員の経費を計上している。

8	地区事務所費	所属	0105071500-0000	芦辺支所		
	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事業費	858	444	1,302		
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	858	444	1,302		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬	751	16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等	71	18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費	36	23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	858

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費		項	01	総務管理費		目
事業	大	0005	新型コロナウイルス感染症対応事業費（水産課）					
	中							
	小							
	細							
事業期間		令 3. 7. 1～令 4. 3. 31		新規・継続		新規	臨・経	臨時
経費区分				事業の種類				
補助単独区分				目的区分		農－水－その他		

【事業概要】

- 根拠法令
漁業用燃油対策事業補助金交付要綱
- 事業の目的
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光・飲食業等の需要が大幅に低下していることで、魚介類の需要が低下し、漁家の低迷が続く漁業者の収入が減少している。併せて、4月以降、漁業用燃油が高騰しており、出漁を控える漁業者が多数いる。
このままでは漁業者の経営維持はもちろんのこと、漁業経営にも大きく影響することとなり、本市水産業の維持・存続が困難となることが予想されるため、漁業用燃油を補助することにより、漁業経費が軽減され、漁業者の出漁を促進し、市内漁協への水揚げの増加に繋げ、本市水産業の維持・存続させることを目的とする。
- 事業概要
漁業者（正組合員）が使用する漁業用燃油に対して、1リットルあたり10円の補助を実施する。
- 期待する事業効果・成果検証の方法
漁業用燃油に対して補助することにより、漁業経費が軽減され漁業者の出漁を促進し、市内漁協への水揚げの増加を図る。
- 市の役割
漁業用燃油経費の一部を補助する。
- 近隣市町村の状況
五島市、対馬市とも燃油補助を実施している。
- 将来的な財政負担額の見込み
当初予算時編成時には、漁業用燃油価格が1リットルあたり80円を下回っていたため、令和3年度については燃油補助を予算計上していなかったが、4月以降に漁業用燃油単価が高騰し、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、漁業活動に支障が発生することから、緊急的に実施するものである。
次年度以降の事業継続については、感染症拡大の状況や燃油価格の推移を見ながら関係機関等と調整していく。
- 増減理由
当初予算に計上しておらず、今回増額するもの。

区分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	45,000		45,000		
財源内訳	国庫支出金	45,000	45,000		
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源				

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	45,000
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	45,000

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
国庫支出金	15020101016	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	45,000

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費		項	01	総務管理費		目	
事業	大	0007	新型コロナウイルス感染症対応事業費（総務課）						
	中	01	新型コロナウイルス感染症対応事業費（職員給与費）						
	小								
	細								
事業期間				新規・継続				臨・経	臨時
経費区分				事業の種類					
補助単独区分		補助事業		目的区分		総－総－その他			

【事業概要】

- 根拠法令
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱
- 事業の目的
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、迅速な対応及び感染拡大防止を図るための応援体制等を整える。
- 事業概要
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、迅速な対応及び感染拡大防止を図るための応援体制等を整える。
- 期待する事業効果・成果検証の方法
対応のための体制拡充等により迅速な対応及び感染拡大防止が図られる。
- 市の役割
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、関係機関と連携を図り迅速な対応及び感染拡大防止に向けた取り組みが必須である。
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、対応のための応援業務等に要する経費を、国の臨時交付金を活用し計上する。

区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	4,700		4,700		
財源内訳	4,700		4,700		
国庫支出金					
県支出金					
地方債					
その他					
一般財源					

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等	4,700	18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	4,700

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
国庫支出金	15020101016	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,700

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費		項	01	総務管理費		目
事業	大	0007	新型コロナウイルス感染症対応事業費（総務課）					
	中	02	新型コロナウイルス感染症対応事業費（会計年度任用職員給与費）					
	小							
	細							
事業期間				新規・継続		臨・経	臨時	
経費区分				事業の種類				
補助単独区分補助事業				目的区分	総－総－その他			

【事業概要】

- 根拠法令
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱
- 事業の目的
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、迅速な対応及び感染拡大防止を図るための応援体制等を整える。
- 事業概要
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、迅速な対応及び感染拡大防止を図るための応援体制等を整える。
- 期待する事業効果・成果検証の方法
対応のための体制拡充等により迅速な対応及び感染拡大防止が図られる。
- 市の役割
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、関係機関と連携を図り迅速な対応及び感染拡大防止に向けた取り組みが必須である。
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、対応のための応援業務等に要する経費を、国の臨時交付金を活用し計上する。

区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	300		300		
財源内訳	300		300		
国庫支出金					
県支出金					
地方債					
その他					
一般財源					

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等	300	18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	300

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
国庫支出金	15020101016	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	300

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	02	総務費	項	02	徴税費	目
事業	大	0002 賦課徴取費				
	中	02 賦課徴取費				
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31		新規・継続	新規	臨・経	
経費区分	經常的経費		事業の種類			
補助単独区分			目的区分	総一徴税費		

【事業概要】

○根拠法令

○事業の目的

各自治公民館に前年度の納付実績に応じて、自治公民館納税活動等交付金を交付することにより、市民の納税に関する意識の向上を図る。

○事業概要

交付基準

(1) 納税義務者割	1人	350円	
(2) 納付件数割	1枚	10円	
(3) 納期内完納	1自治公民館につき	12,000円	
(4) 決算時完納	1自治公民館につき	10,000円	

として、予算の範囲内とします。
(但し、特別徴収及び固定資産税・軽自動車の法人・組合等は除く)

○期待する事業効果・成果検証の方法

納税成績の向上と納税活動の円滑な運営を図るため。

○市の役割

○近隣市町村の状況

○将来的な財政負担額の見込み

縮減の方向で検討していく。

○增減理由

当交付金については実質的に自治公民館の運営費補助としての性格が強く、ほとんどの公民館において、新年度事業予算が組まれており、制度見直しを事前に周知する期間が無かったため。

2 賦課徴収費		所属	0105101500-0000	税務課		
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事業費	7,089	30,082	37,171		
	国庫支出金					
	県支出金		28,067	28,067		
	地方債					
	その他		2,015	2,015		
	一般財源	7,089		7,089		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	7,089
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	7,089

【特定財源の内訳】

[illegible]

現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目
事業	大	0002	社会福祉総務費			
	中	02	援護事業費			
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3.31		新規・継続	継続	臨・経	
経費区分			事業の種類			
補助単独区分	単独事業		目的区分	民一社会福祉費		

【事業概要】

○根拠法令

○事業の目的

戦争の悲惨さを風化させることなく恒久平和の趣旨を育み、これを後世に伝える

○事業概要

戦争犠牲者の遺族の方々の各種事業に対し補助するもの。

○期待する事業効果・成果検証の方法

恒久平和の趣旨を育む事業は遺族だけのものではなく、市民全般に長く後世に伝えるもの

○市の役割

国においても遺族の精神的苦痛に対して諸事業を継続的に行っており、市としても行うべき事業である。

○近隣市町村の状況

○将来的な財政負担額の見込み

会員の高齢化で、会員の減少が見込まれる。会費の値上げは会員減少に繋がるため、今後も同程度の補助支援が必要である。

○增減理由

会費の値上げは会員の減少に繋がり、事業を継続するにはこれまでと同程度の補助金が必要であるため

大分県連合遺族会活動補助金追加 92千円	大分県連合遺族会活動補助金追加 92千円
--	--

地区遺族会活動補助金追加	289千円
--------------	-------

1	社会福祉総務費	所属	0105100500-0000	市民福祉課		
	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事 業 費	381	2,848	3,229		
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金		145	145		
	地方債					
	その他					
	一般財源	381	2,703	3,084		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	38
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	38

【特定財源の内訳】

[illegible]

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目
事業	大	0004	民生委員協議会運営事業			
	中					
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31		新規・継続	継続	臨・経	
経費区分	經常的経費		事業の種類			
補助単独区分			目的区分			

【事業概要】

- 根拠法令
民生委員法、児童福祉法
- 事業の目的
民生委員児童委員の活動に必要な研修や委員間の情報交換、情報共有を図ることにより、委員の資質が向上することで地域住民の生活相談や福祉サービスの情報提供が円滑に行われ、地域福祉の増進を図る。
- 事業概要
民生委員児童委員は無報酬で活動されているため、その活動費及び民生委員児童委員協議会の運営費等に対して補助するもの。
- 期待する事業効果・成果検証の方法
研修会や毎月の定例会の開催により、地域福祉の担い手である民生委員の相互の連携と資質の向上が図られている。
- 市の役割
市の地域福祉政策に民生委員児童委員の活動は不可欠であり、その活動を支援することは必要である。
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
社会経済環境により地域住民の福祉ニーズは複雑・多様化しており、地域の社会福祉の推進役として民生委員児童委員の役割はますます重要となることから、今後も同程度の補助援助が必要である。
- 増減理由
民生委員児童委員活動は無報酬での活動であり、負担もかなりあるので、事業を継続するためにはこれまでと同程度の支援が必要であるため
民生委員児童委員活動費補助金追加 643千円

1	社会福祉総務費	所属	0105100500-0000	市民福祉課		
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事業費	643	6,739	7,382		
	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	643	6,739	7,382		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	643
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	643

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目
事業	大	0006 障害者福祉費				
	中	01 障害者福祉総務費				
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3.31			新規・継続	新規	臨・経
経費区分	經常的経費			事業の種類		
補助単独区分	単独事業			目的区分	民一社会福祉費	

【事業概要】

- 根拠法令
身体障害者福祉法
- 事業の目的
身体障害者福祉の充実と発展、障害者個人の生活の安定・向上を目指し、会員相互の親睦
融和を図り、共生社会の実現を目指す。
- 事業概要
身体障害者福祉の充実と発展のため、団体である「身体障害者福祉協会」の各種事業に対
して補助するもの。
- 期待する事業効果・成果検証の方法
会に参加し、障害者が抱えるさまざまな問題を持ち寄り協議することで障害者の自覚と協
会の存在意義が見えてくる。
- 市の役割
障害者の社会参加の機会を提供するために国、地方公共団体は必要な援助をすることとさ
れている。
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
効率的な協会運営に努めていただきながらも、活動を継続していくためには、今後も同程
度の補助支援が必要である。
- 増減理由
協会での事業を継続するためにはこれまでと同程度の支援が必要であるため
壱岐市身体障害者福祉協会活動補助金追加 420千円

1	社会福祉総務費	所属	0105100500-0000	市民福祉課		
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事業費	420	13,367	13,787		
	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他		1,300	1,300		
	一般財源	420	12,067	12,487		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	420
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	420

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目
事業	大	0002 老人福祉事業費				
	中					
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31		新規・継続	継続	臨・経	
経費区分	經常的経費		事業の種類			
補助単独区分	単独事業		目的区分	民－老人福祉費		

【事業概要】

- 根拠法令
高齢者等の雇用の安定等に関する法律
- 事業の目的
シルバー人材センターの活動を通して、高齢者の生きがいをや就業機会の提供を行う。
- 事業概要
働く意欲のある高齢者に多様な雇用・就業の機会を創出する事業を行うシルバー人材センターに対して補助するもの。
- 期待する事業効果・成果検証の方法
働く意欲のある高齢者に自主的な活動を通じて、長年培ってきた知識・経験を生かせることができる多様な雇用・就業の機会を創出することで、積極的な社会参加を促すことができる。
- 市の役割
国も同様の補助をしており、市としても高齢者の雇用・就業機会を創出することで高齢者の「生きがいをづくり」のために行うべき事業である。
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
民間の企業等を圧迫しないこともあることから厳しいセンター運営であるため、今後も同程度の補助支援が必要である。
- 増減理由
市補助金の減額により国からの補助金も同様に減額となることで二重での減額となり、事業を実施するためにはこれまでと同程度の支援が必要であるため。
シルバー人材センター活動費補助金追加 360千円

3	老人福祉費	所属	0105100500-0000	市民福祉課		
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事業費	360	70,951	71,311		
	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他		11,697	11,697		
	一般財源	360	59,254	59,614		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	360
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	360

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目
事業	大	0007 老人クラブ事業費				
	中					
	小					
細						
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3.31		新規・継続	継続	臨・経	
経費区分			事業の種類			
補助単独区分	単独事業		目的区分	民－老人福祉費		

【事業概要】

○根拠法令
老人福祉法 第4条（老人福祉増進の責務） 第13条（老人福祉の増進のための事業）

総合計画
【基本目標3】
地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
【政策3-4】
高齢者福祉の充実

○事業の目的
老人クラブの活動やボランティア活動、高齢者生きがい健康交流事業等の支援を行い、高齢者の社会活動と生きがいづくりを支援する。

○事業概要
老人クラブの各種競技活動、文化活動、高齢者生きがい健康交流事業への補助

○期待する事業効果・成果検証の方法
高齢者の社会参加で人との交流、仲間づくり等、居場所づくりや生きがいづくりにつなげる。
高齢者のスポーツ事業への参加により、運動機能の向上及び介護予防につなげる。

○市の役割
高齢者の社会活動と生きがいづくりの支援

○近隣市町村の状況

○将来的な財政負担額の見込み
可能な限り会費等による自主財源の確保について理解を求める。
補助団体には、事業計画立案から新しい生活様式に沿った実施可能な事業への見直しをお願いする。

○増減理由
高齢者の社会活動と生きがいづくりの事業計画を既に予定しており、その支援が必要なため

3	老人福祉費	所属	0105100500-0000	市民福祉課		
	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事 業 費	690	7, 917	8, 607		
財 源 内 訳	国庫支出金					
	県支出金		4, 298	4, 298		
	地方債					
	その他					
	一般財源	690	3, 619	4, 309		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	690
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	690

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費		項	01	社会福祉費		目
事業	大	0008	ゲートボール場管理費					
	中							
	小							
	細							
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3.31			新規・継続	新規		臨・経	
経費区分				事業の種類				
補助単独区分	単独事業			目的区分	民－老人福祉費			

【事業概要】

- 根拠法令
老人福祉法 第4条（老人福祉増進の責務） 第13条（老人福祉の増進のための事業）
- 総合計画
【基本目標3】
地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
【政策3-4】
高齢者福祉の充実
- 事業の目的
老人の心身の健康の保持に資するため、老人が自主的かつ積極的に参加できる機会の確保のための環境整備
- 事業概要
大谷公園ゲートボール場の整地、清掃に対する謝礼金
- 期待する事業効果・成果検証の方法
老人の心身の健康保持の活動に寄与するとともに、地元団体によるグラウンド状態の維持と費用面の抑制効果
- 市の役割
老人の心身の健康保持の活動を支援するため、自主的かつ積極的に参加できる機会の確保と良好な環境の提供
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
利用団体の自主的活動もお願いし、支出金額の減額に努める。
- 増減理由
ゲートボール場の荒廃を防ぐために、年間を通して地元団体の環境整備への協力が不可欠であるため

区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	400	2	402		
財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	400	2	402	

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費	400	22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	400

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費	項	02	児童福祉費	目
事業	大	0007 未熟児育成医療費				
	中					
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31		新規・継続	新規	臨・経	
経費区分			事業の種類			
補助単独区分	単独事業		目的区分	民一児－その他		

【事業概要】

- 根拠法令
未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱
- 事業の目的
医療を必要とする未熟児に対し、生後速やかな処置を行うことにより、正常な新生児と比較して極めて高率である死亡率や心身の障害を残す可能性を低下させることを目的とする。
- 事業概要
指定養育医療機関において、医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、世帯の所得に応じて、医療費の一部を公費により助成。

所得に応じて自己負担（1600円を超える分を壱岐市乳幼児医療で負担）
残りを、国庫負担1/2、県費負担1/4
- 期待する事業効果・成果検証の方法
- 市の役割
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
令和2年度に交付決定した未熟児養育医療費国庫・県支出金（令和3年5月入金予定）について、実績が確定したことによる返納金。
国：交付決定額 900千円 - 所要額 328千円＝返還額 572千円
県：交付決定額 450千円 - 所要額 164千円＝返還額 286千円

1 児童福祉総務費		所属	0105100700-0000	こども家庭課	
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額	
	事業費	858	2,402	3,260	
	国庫支出金		1,200	1,200	
	県支出金		600	600	
	地方債				
	その他				
	一般財源	858	602	1,460	

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	858
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	858

【特定財源の内訳】

[illegible]

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費	項	02	児童福祉費	目	
事業	大	0009 障害児福祉事業					
	中	02 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費					
	小						
	細						
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31	新規・継続		新規		臨・経	
経費区分	経常的経費	事業の種類					
補助単独区分	単独事業	目的区分		民一児一その他			

【事業概要】

- 根拠法令
小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱
- 事業の目的
小児慢性特定疾患患児に対し、日常生活用具を給付し、もって日常生活の便宜を図ることを目的とする。
- 事業概要
補助率：1/2
(基準単価×支給数) - 自己負担額 = 基準額
基準額×1/2 (県補助) = 公費負担額 (1000円未満切り捨て)
- 期待する事業効果・成果検証の方法
- 市の役割
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
令和2年度に交付決定した小児慢性特定疾患日常生活用具県支出金(令和3年5月入金予定)について、実績が確定したことによる返納金。
交付決定額 89千円 - 所要額 0千円 = 返還額 89千円

1	児童福祉総務費	所属	0105100700-0000	こども家庭課		
	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事 業 費	89	200	289		
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金		99	99		
	地方債					
	その他					
	一般財源	89	101	190		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	89
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	89

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費		項	02	児童福祉費		目
事業	大	0007	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業					
	中	02	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業					
	小							
	細							
事業期間	令 3. 6. 25～令 4. 3. 31			新規・継続	新規	臨・経	臨時	
経費区分				事業の種類				
補助単独区分	補助事業			目的区分	民一児一その他			

【事業概要】

- 根拠法令
彦根市子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱（案）
- 事業の目的
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、失業や収入減少、食費等による支出の増加など、家計の経常収支は大きく悪化しているため、このような損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から支給事業を実施する。
※国制度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」
- 事業概要
対象児童一人につき5万円を支給する。

※平成15 年4月2日（注1）から令和4年2月28 日までの間に出生した児童
※（注1）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207 号）別表第3 で定める程度の障害の状態にある者は平成13 年4月2日と読み替える。
- 期待する事業効果・成果検証の方法
低所得者への生活支援特別給付金であるため事後の検証実施の予定なし。
- 市の役割
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対してその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、市が自治事務として特別の給付金を支給するもの
- 近隣市町村の状況
国制度につき全市町実施
- 将来的な財政負担額の見込み
令和3年度の事業完了のため、将来的な財政負担の見込みなし。
- 増減理由
国制度の決定が当初予算の決定後であったため補正を要する。

区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	47,280		47,280		
財源内訳	国庫支出金	47,280	47,280		
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源				

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬	278	16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等	880	18 負担金、補助及び交付金	42,500
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費	14	23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費	355	25 寄附金	
11 役務費	668	26 公課費	
12 委託料	2,585	27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	47,280

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
国庫支出金	15020202003	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）事業費	42,500
国庫支出金	15020202004	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）事務費	4,780

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費	項	02	児童福祉費	目
事業	大	0002 母子福祉費				
	中					
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3.31		新規・継続	新規	臨・経	
経費区分	経常的経費		事業の種類			
補助単独区分	単独事業		目的区分	民一児一その他		

【事業概要】

- 根拠法令
母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱
- 事業の目的
母子家庭等就業・自立支援事業等の母子家庭等に関する事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及推進を図ることを目的とする。
- 事業概要
母子の自立支援に資する費用を計上。

教育訓練給付金
年50,000円×1名

高度技能訓練
100,000円×12か月×1名
- 期待する事業効果・成果検証の方法
- 市の役割
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
令和2年度に交付決定した母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（令和3年5月入金予定）について、実績が確定したことによる返納金。
交付決定額 937千円 - 所要額 0千円 = 返還額 937千円

3	母子福祉費	所属	0105100700-0000	こども家庭課		
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事業費	937	1,441	2,378		
	国庫支出金		937	937		
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	937	504	1,441		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	937
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	937

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費			項	02	児童福祉費			目	04	保育所費			所属	0105100700-0000	こども家庭課	
事業	大	0001	保育所費						財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額					
	中	03	保育所費							事 業 費	588	5,187	5,775					
	小									国庫支出金								
	細									県支出金								
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3.31						新規・継続	新規	臨・経									
経費区分	経常的経費						事業の種類											
補助単独区分	単独事業						目的区分	民－児－保育所										
											地方債	4,700	4,700					
											その他	236	236					
											一般財源	588	251	839				

【事業概要】

- 根拠法令
保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
- 事業の目的
令和元年度に新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国庫補助金を利用し、保育所設置用に電解水生成装置・消耗品等を購入したもの。実績による差額を令和3年度返納する。
- 事業概要
保育総合支援事業費補助金（補助率：国10/10）
- 期待する事業効果・成果検証の方法
- 市の役割
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
令和元年度に交付を受けた保育対策総合支援事業費補助金について、実績が確定したことによる返納金。
交付決定額 2,566千円 - 所要額 1,978千円 = 返還額 588千円

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	588
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	588

【特定財源の内訳】

[illegible]

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	03	民生費		項	02	児童福祉費		目
事業	大	0002	認定こども園費					
	中	03	石田こども園費					
	小							
細								
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31			新規・継続		新規		臨・経
経費区分	経常的経費			事業の種類				
補助単独区分	単独事業			目的区分	民－児－保育所			

【事業概要】

○根拠法令

○事業の目的

石田こども園(保育部)内に設置している電柱のPAS(高圧気中開閉器)が故障しており、事故が発生した場合、保育所付近一帯が停電するため修繕を行う。

○事業概要

石田こども園(旧石田保育園敷地内)に設置している電柱のPAS(高圧気中開閉器)交換のため修繕費を計上する。

【修繕料】 486,000円×1.1=534,600円

○期待する事業効果・成果検証の方法

修繕を行うことで保育所付近の停電事故防止につながる。

○市の役割

○近隣市町村の状況

○将来的な財政負担額の見込み

○増減理由

緊急の修繕であるため、令和3年度当初予算の修繕費から支出。

令和3年度当初予算額(修繕料) 900千円

補正予算額(修繕料) 535千円

区	分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
財源内訳	事業費	535	61,113	61,648		
	国庫支出金		568	568		
	県支出金		568	568		
	地方債					
	その他		19,541	19,541		
	一般財源	535	40,436	40,971		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費	535	25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	535

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	04	衛生費		項	01	保健衛生費		目
事業	大	0002	一般予防対策費					
	中	02	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業					
	小							
	細							
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31			新規・継続		新規	臨・経	臨時
経費区分				事業の種類				
補助単独区分	補助事業			目的区分		衛－保－その他		

【事業概要】

- 根拠法令
「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（令和2年10月23日付健発1023第4号厚生労働省健康局長通知）及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施要領について」（令和2年10月23日付健発1023第4号厚生労働省健康局健康課長通知）
- 事業の目的
新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種について、国民への円滑な実施をするため、必要な体制を確保し、実施する。予約の受付については、専門業者（コールセンター）への委託により実施する。
- 事業概要
新型コロナウイルスワクチン接種の予約については、専門業者の委託により、予約コールセンターでの受付を実施しているが、電話が込み合いにつながりにくい状況が発生しているため、オペレーターを増員して対応する。
- 期待する事業効果・成果検証の方法
- 市の役割
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
新型コロナウイルスワクチン接種予約コールセンターについては、当初2名体制で開始する予定であったが、他都市の状況から5月、6月の2か月間に限って4名体制で受付を開始したものの、依然、電話がつながりにくい状況が発生しているため、7月から5名体制にさらに増員し、期間についても3月まで継続させて対応する必要がある。

区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	13,333	130,112	143,445		
財源内訳	国庫支出金	13,333	130,112	143,445	
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源				

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料	13,333	27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	13,333

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
国庫支出金	15020301003	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	13,333

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	05 農林水産業費	項	01 農業費	目	03 農業振興費
事業	大	0023	ながさき水田農業生産強化支援事業		
	中				
	小				
	細				
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31		新規・継続	新規	臨・経 経常
経費区分	経常的経費		事業の種類		
補助単独区分			目的区分		

【事業概要】

- 根拠法令
ながさき水田農業生産強化支援事業要領・要綱
- 事業の目的
水田農業における所得の最大化を図るため、水田農業産地計画に基づき、スマート農業技術導入等による土地利用型作物の省力化や効率化、水稻高温耐性品種へ転換等の県民米ブランド化による売れる米づくり、実需者ニーズの高い地域特産向け麦、大豆等の生産性向上を図る。
- 事業概要
○水田高度利用技術活用推進事業
ICTを活用したスマート農業の条件整備、水稻高温耐性品種、業務用米、麦・大豆及びソバの生産拡大に要する経費への助成。

(農) こくぶ 畦塗機1台導入 1,352千円×(県3/10+市1/10)
- 期待する事業効果・成果検証の方法
スマート農業技術導入等による土地利用型作物の省力化や効率化。
- 市の役割
ＪＡ・生産部会・集落営農組織等が策定する「水田農業産地計画」の達成に向けた取組への助成。
- 近隣市町村の状況
近隣市町村においても同様の事業を活用している。
- 将来的な財政負担額の見込み
事業費に対し補助率1/10以上の助成。
- 増減理由
県より事業採択通知が届き、早期に着手することで農業振興を図る。

区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	541	480	1,021		
財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	405	400	805	
	地方債				
	その他				
	一般財源	136	80	216	

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	541
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	541

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
都道府県支出金	16020401004	ながさき水田農業生産強化支援事業補助金	405

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	05	農林水産業費		項	01	農業費		目	03	農業振興費		所属	0105200500-0000	農林課	
事業	大	0027 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業							財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	中									事業費	6,698		6,698		
	小									国庫支出金					
	細									県支出金	6,698		6,698		
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3.31		新規・継続	新規		臨・経	臨時	地方債							
経費区分	経常的経費		事業の種類												
補助単独区分	補助事業		目的区分	農一業一農業農村整備											

【事業概要】

- 根拠法令
強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱、交付要綱
- 事業の目的
担い手の規模拡大に必要な機械や施設へ補助することにより、担い手の経営向上を図り、地域農業の活性化に寄与する。
- 事業概要
産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等の整備を支援する。
<地域担い手育成支援タイプ>（融資主体補助型）
補助率3/10 ※補助上限3,000,000円
○（農）大原・西
トラクター65ps級（ロータリー・ハロー含む）1台 事業費 11,692,340円
○（農）江角農業クラブ
APハウス（育苗ハウス）3連1棟 1,058㎡ 事業費 9,778,587円
<追加的信用供与事業>
（農）大原・西 8,500,000円（融資額）×1/15 = 566,000円
（農）江角農業クラブ 7,000,000円（融資額）×1/15 = 466,000円
- 期待する事業効果・成果検証の方法
担い手の規模拡大に必要な機械や施設へ補助することにより、担い手の経営向上を図り、地域農業の活性化に寄与する。
成果目標を設定し、事業実施後3年間評価報告を実施する。
- 市の役割
成果目標の達成に向けてフォローアップを実施する。
- 近隣市町村の状況
近隣市町村においても同様の事業を活用している。
- 将来的な財政負担額の見込み
国庫補助であり、市財政負担はない。
- 増減理由
県より事業採択通知が届き、早期に着手することで農業振興を図る。

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	6,698
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	6,698

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
都道府県支出金	16020401020	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	6,698

--

現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	05	農林水産業費		項	02	林業費		目	01	林業総務費		所属	0105200500-0000	農林課						
事業	大	0002 林業総務費										区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額					
	中											事業費	554	2,345	2,899					
	小											国庫支出金								
	細											県支出金	554	1,081	1,635					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31			新規・継続	新規	臨・経	経常									地方債				
経費区分	経常的経費			事業の種類									その他		389	389				
補助単独区分				目的区分									一般財源		875	875				

【事業概要】

- 根拠法令
ふるさとの森林づくり事業実施要領
- 事業の目的
筒城浜保安林内を整備し、病虫害等の発生を抑制することを目的とする。
また、観光地の環境美化にも寄与する。
- 事業概要
筒城浜保安林内の雑木等を除去する。
実施面積：0.5ha
- 期待する事業効果・成果検証の方法
病虫害等の発生を抑制することにより、松林の健全化及び近隣圃場の農作物等への被害防止に繋がる。
また、筒城浜海水浴場に訪れる観光客にも美しい松林から望むビーチが堪能でき、交流・関係人口増が期待できる。
- 市の役割
地元の団体が管理できるよう整備する。
- 近隣市町村の状況
本事業を活用し、地域林・里山林整備が県内で行われている。
- 将来的な財政負担額の見込み
今後の管理については、筒城地区まちづくり協議会が行う。
- 増減理由
地元との協議により観光シーズン前に整備する必要があるため今回必要経費を計上する。

【事業費内訳】			
節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料	554	27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	554

【特定財源の内訳】

[illegible]

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	05	農林水産業費	項	03	水産業費	目
事業	大	0002	漁港管理費			
	中	01	漁港管理費			
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3.31			新規・継続	新規	臨・経
経費区分	經常的経費			事業の種類		
補助単独区分				目的区分		

【事業概要】

- 根拠法令
 壱岐市船だまり整備事業補助金交付要綱
- 事業の目的
 初山漁港（初瀬地区）において、船揚場の船揚げ用架台が経年による老朽化が著しく、作業に支障をきたしている。安全な漁業活動を継続していくため、施設の整備に必要な経費の一部を補助するもの。
- 事業概要
 事業費
 1. 大型船台新規製作 1,150,223円
 2. 小型船台新規製作 980,029円 合計2,130,252円
 （補助対象事業費の限度額）1 船だまりあたり200万円以内 補助対象事業費：2,000千円
 （補助率）補助対象事業費の70％以内 補助額：2,000千円×50％＝1,000千円
- 期待する事業効果・成果検証の方法
 船台の製作（補修）し整備することで、漁港内で漁船の維持補修等が実施できるため、経費や作業時間等の削減に繋がる。また、老朽化した船台をそのまま利用すると、船揚げした際に事故等が発生する恐れがあることから、安全な漁業活動を継続していくために必要である。
- 市の役割
 施設整備に必要な経費の一部を負担する。また、本施設以外の市管理漁港施設の適正な管理に努め、円滑な漁業活動が継続されるようにする。
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
 補助金交付要綱においては、7割以内と示されているが、市財政状況を鑑み、令和3年度から補助率5割としている。
- 増減理由
 当初予算に計上しておらず、今回増額するもの。

3 漁港管理費		所属	0105201500-0000	水産課		
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
	事業費	1,000	22,442	23,442		
	国庫支出金					
	県支出金		3,630	3,630		
	地方債					
	その他		2,061	2,061		
	一般財源	1,000	16,751	17,751		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	1,000
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	1,000

【特定財源の内訳】

[illegible]

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	05	農林水産業費		項	03	水産業費		目
事業	大	0003	芦辺港ターミナルビル管理費					
	中	01	芦辺港ターミナルビル管理費					
	小							
	細							
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31			新規・継続		新規		臨・経
経費区分	經常的経費			事業の種類				
補助単独区分				目的区分				

【事業概要】

- 根拠法令
壱岐市営ターミナルビル条例
壱岐市営ターミナルビル条例施行規則
- 事業の目的
芦辺港ターミナルビルにおいて、屋上防水シートの老朽化に伴い、防水シートが剥がれた状態となっている。(応急処置実施済み)
施設の雨漏りの原因であり、雨漏りの解消・施設の長寿命化を図るため、防水補修を実施するもの。
- 事業概要
既設シートの撤去
ウレタン塗膜防水 A=323.5㎡
事業費 6,251千円
- 期待する事業効果・成果検証の方法
損傷した防水シートを補修することで、施設の長寿命化を図り、施設の雨漏り解消を図る。
- 市の役割
芦辺港ターミナルビルは、博多港と芦辺港を結ぶ壱岐島の玄関口であり、必要不可欠な施設である。施設の適正な維持管理を行い、長期的に活用していく必要がある。
- 近隣市町村の状況
対馬市：ターミナルビルは管理委託となっており、躯体部分の修繕については自治体で実施しており、本市と同様の対応。
- 将来的な財政負担額の見込み
本施設は平成16年度に完成しており、17年が経過している。施設の長寿命化対策を実施し、耐用年数期間中の維持改修に必要な経費を最小化・平準化していく必要がある。
- 増減理由
当初予算に計上しておらず、今回増額するもの。

区分	事業費	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
財源内訳	国庫支出金	6,251	6,658	12,909		
	県支出金					
	地方債	6,200		6,200		
	その他		6,658	6,658		
	一般財源	51		51		

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費	6,251		
15 原材料費		合 計	6,251

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
地方債	22010201001	過疎対策事業	6,200

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	06	商工費		項	01	商工費		目
事業	大	0002	商工振興費					
	中	08	物産振興費					
	小							
	細							
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31			新規・継続	新規		臨・経	
経費区分	経常的経費			事業の種類				
補助単独区分	単独事業			目的区分	商－その他			

【事業概要】

- 根拠法令
地方創生推進交付金交付要綱
- 事業の目的
長崎県内の離島（壱岐市・対馬市・五島市・新上五島町）が県と協定を結び、県は（一社）離島振興地方創生協会との委託により、離島事業者の販路拡大等の支援業務を行う。
（一社）離島振興地方創生協会は、壱岐市内の食品製造事業者や生産者の製品の販路拡大を図るほか、販売体制整備支援や商品開発支援、また、地域商社の営業力及び商品企画力向上等の機能強化を行うことにより、市内製品の生産拡大や雇用の創出につなげる。
- 事業概要
しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業費負担金 500万円
3市各500万円
1町 300万円
- 期待する事業効果・成果検証の方法
壱岐市内の食品製造事業者や生産者の製品の販路拡大を図るほか、販売体制整備支援や商品開発支援、また、地域商社の営業力及び商品企画力向上等の機能強化を行うことにより、市内製品の生産拡大や雇用の創出につなげる。
成果検証は、（一社）離島振興地方創生協会が県へ提出する実績報告書により行う。
- 市の役割
壱岐市と長崎県との協定に基づき、県と（一社）離島地方創生協会が実施する、しまの産品振興による地域活性化推進に要する経費を負担することにより、市内事業者の生産・販売体制の整備や商品開発等を支援する。
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
当初予算編成時には示されなかった各島のKPIが設定され、令和2年度に引き続き事業を継続して実施することが望ましいと判断されたため。
- 壱岐市の産品の販売額：1. 1億円

区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	5,000	2,990	7,990		
財源内訳	国庫支出金	2,500	2,500		
	県支出金				
	地方債				
	その他		360	360	
	一般財源	2,500	2,630	5,130	

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	5,000
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	5,000

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
国庫支出金	15020101004	地方創生推進交付金	2,500

--

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	08	消防費	項	01	消防費	目
事業	大	0002	常備消防総務費（消防本部・署）			
	中	01	常備消防総務費（消防本部・署）			
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31		新規・継続	新規	臨・経	
経費区分	経常的経費		事業の種類			
補助単独区分	単独事業		目的区分	消－その他		

【事業概要】

○根拠法令

○事業の目的

田河幼稚園幼年消防クラブに幼年消防用鼓笛隊セットを整備する。

○事業概要

田河幼稚園幼年消防クラブは結成後から毎月避難訓練を実施し、その内容は紙芝居、ビデオ、CD等を有効に活用し、また、定期的に消防車の体験試乗を行い消防への関心を深め、幼児期における火災予防教育を行っている。

今後、充実した活動を展開するため、また広く地域住民へ火災予防をPRし、幼児期における防災教育をさらに効果的なものにするためにも、幼年消防用鼓笛隊セットの導入を計画したものである。

○期待する事業効果・成果検証の方法

幼年消防用鼓笛隊セットを活用し、火災予防のPR活動を行うことにより、幼児期における火災予防教育として役立つことが期待できる。

○市の役割

○近隣市町村の状況

○将来的な財政負担額の見込み

○增減理由

令和3年度コミュニティ助成事業助成金の決定により、田河幼稚園幼年消防クラブに幼年消防用鼓笛隊セットを整備するため補正を計上する。

なお、他にもD-1級ポンプ一式他資機材の整備として瀬戸婦人消防隊に交付決定が出ておりましたが、瀬戸婦人消防隊が解散することになったので、他クラブへの交付変更も考慮したが、軽可搬ポンプ等の交付から数年しか経過していないため事業内容を廃止することとした。

1 常備消防費		所属 0135500000-0000		消防本部	
財源内訳	区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額	
	事 業 費	428	34,726	35,154	
	国庫支出金				
	県支出金		1,302	1,302	
	地方債				
	その他	400	209	609	
	一般財源	28	33,215	33,243	

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	428
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費		25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	428

【特定財源の内訳】

[illegible]

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	09	教育費	項	02	小学校費	目
事業	大	0002	小学校管理費			
	中	01	小学校管理費			
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31			新規・継続	新規	臨・経
経費区分	経常的経費			事業の種類		
補助単独区分				目的区分	教一小学校費	

【事業概要】

- 根拠法令
- 事業の目的
小学校の円滑で適正な学校運営と安全・安心な学校のための施設管理
- 事業概要
- 期待する事業効果・成果検証の方法
- 市の役割
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
壱岐法人会より将来の壱岐市を担う小中学校の児童生徒のために寄附があり、市内各小中学校において必要な物品を購入するための費用を計上する。

区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	810	241,421	242,231		
財源内訳	国庫支出金		116		
	県支出金				
	地方債				
	その他	810	7,338	8,148	
	一般財源		233,967	233,967	

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費	810	25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	810

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
繰入金	19010101009	教育振興基金繰入金	810

令和 3年度 001 一般会計
現年 2号補正

歳出予算事業概要書

(単位：千円)

款	09	教育費	項	03	中学校費	目
事業	大	0002	中学校管理費			
	中	01	中学校管理費			
	小					
	細					
事業期間	令 3. 4. 1～令 4. 3. 31			新規・継続	新規	臨・経
経費区分	経常的経費			事業の種類		
補助単独区分				目的区分	教一中学校費	

【事業概要】

- 根拠法令
- 事業の目的
中学校の円滑で適正な学校運営と安全・安心な学校のための施設管理
- 事業概要
- 期待する事業効果・成果検証の方法
- 市の役割
- 近隣市町村の状況
- 将来的な財政負担額の見込み
- 増減理由
壱岐法人会より将来の壱岐市を担う小中学校の児童生徒のために寄附があり、市内各小中学校において必要な物品を購入するための費用を計上する。

区 分	今回補正額	補正前の額	補正後の額		
事業費	190	164,303	164,493		
財源内訳	国庫支出金		119		
	県支出金				
	地方債				
	その他	190	83,128	83,318	
	一般財源		81,056	81,056	

【事業費内訳】

節	補正額	節	補正額
01 報酬		16 公有財産購入費	
02 給料		17 備品購入費	
03 職員手当等		18 負担金、補助及び交付金	
04 共済費		19 扶助費	
05 災害補償費		20 貸付金	
06 恩給及び退職年金		21 補償、補填及び賠償金	
07 報償費		22 償還金、利子及び割引料	
08 旅費		23 投資及び出資金	
09 交際費		24 積立金	
10 需用費	190	25 寄附金	
11 役務費		26 公課費	
12 委託料		27 繰出金	
13 使用料及び賃借料		予備費	
14 工事請負費			
15 原材料費		合 計	190

【特定財源の内訳】

財源	科目コード	科目名称	今回補正額
繰入金	19010101009	教育振興基金繰入金	190

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区 分		令和元年度末 現在高	令和2年度（見込み）		令和2年度末 現在高見込	令和3年度（見込み）		令和3年度末 現在高見込
			積立金	取崩額		積立金	取崩額	
一般会計分	財政調整基金	1,053,960	250,290	200,000	1,104,250	250	138,000	966,500
	減債基金	765,406	782	400,000	366,188	25	0	366,213
	地域振興基金	131,738	32	105,900	25,870	10	0	25,880
	地域福祉基金	689,270	0	2,300	686,970	0	130,500	556,470
	老人ホーム事業施設整備基金	177,017	19	10,200	166,836	10	0	166,846
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	129,142	19	3,920	125,241	5	26,000	99,246
	沿岸漁業振興基金	51,148	18,014	17,985	51,177	17,990	17,985	51,182
	教育振興基金	7,004	1,001	0	8,005	1	1,600	6,406
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	10,742	2	4,500	6,244	1	0	6,245
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,365,600	0	354,730	2,010,870	0	842,100	1,168,770
	ふるさと応援基金	512,002	308,831	276,382	544,451	500,150	432,700	611,901
	過疎地域自立促進特別事業基金	507,947	260,090	195,580	572,457	269,000	252,400	589,057
	本庁舎建設基金	200,016	50,021	0	250,037	25	0	250,062
	学校施設整備基金	250,043	50,053	0	300,096	70	0	300,166
	彦岐市森林環境譲与税基金	3,064	6,515	3,000	6,579	6,515	3,000	10,094
	小 計	6,083,313	694,597	974,497	5,803,413	793,777	1,706,285	4,890,905
	計	7,902,679	945,669	1,574,497	7,273,851	794,052	1,844,285	6,223,618
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	175,705	26	104,000	71,731	5	71,473	263
	介護給付費準備基金	61,112	7	36,629	24,490	5	3,182	21,313
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	22,347	1	15,440	6,908	1	1,000	5,909
	計	259,164	34	156,069	103,129	11	75,655	27,485
合 計		8,161,843	945,703	1,730,566	7,376,980	794,063	1,919,940	6,251,103

○定額運用基金

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度（見込み）		令和2年度末 現在高見込	令和3年度（見込み）		令和3年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	47,566	5,000	0	52,566	5,000	0	57,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	69,566	5,000	0	74,566	5,000	0	79,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	8,231,409	950,703	1,730,566	7,451,546	799,063	1,919,940	6,330,669
-----------------	-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

資料 4

令和 3 年 壱岐市議会定例会 6 月会議

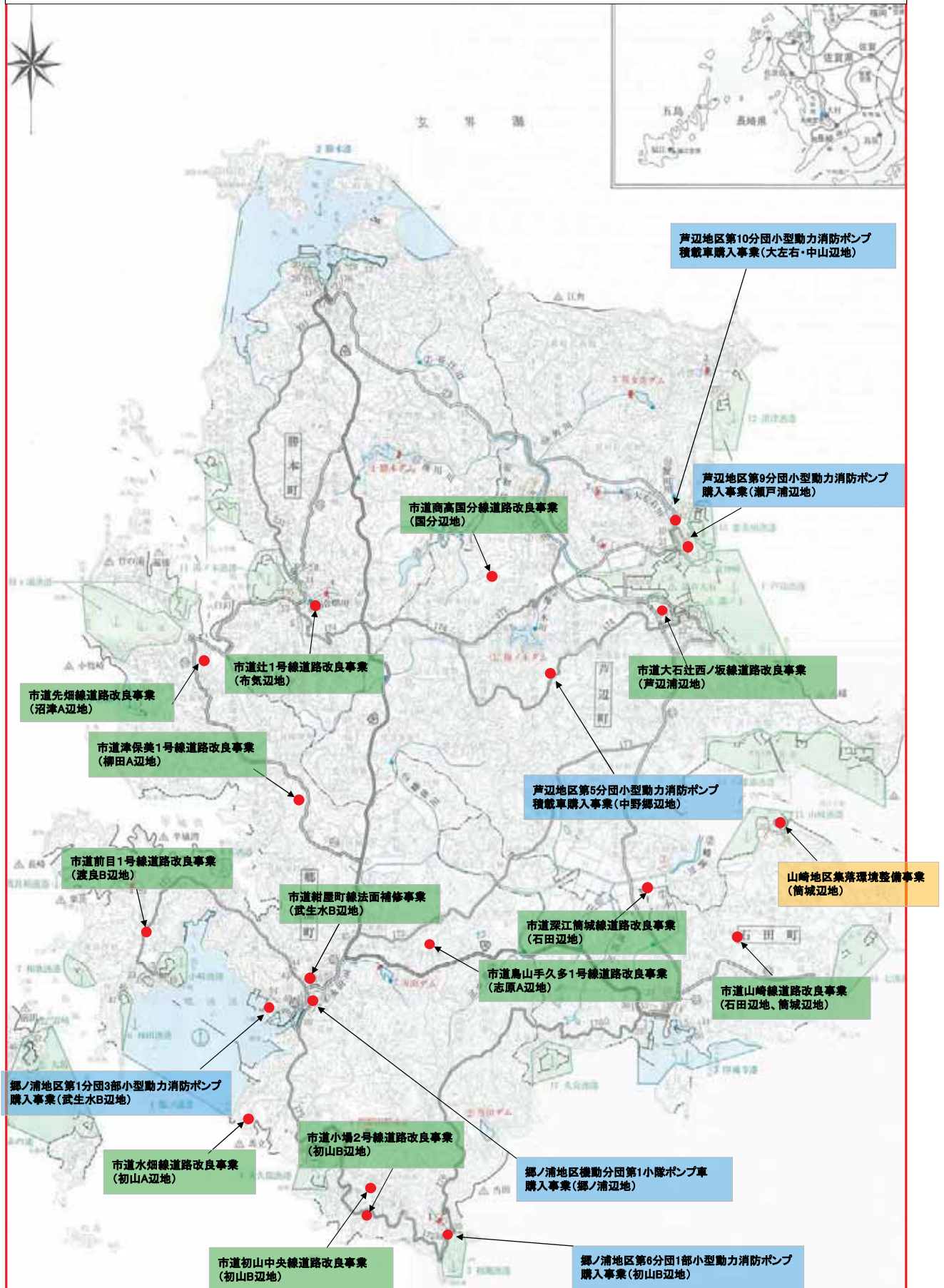
議案第 3 7 号関係資料

辺地対策事業位置図等

辺地対策事業関係資料

No.	事業名	辺地名	ページ
1	辺地対策事業位置図		1
2	市道紺屋町線法面補修事業	武生水B	2
3	市道前目1号線道路改良事業	渡良B	4
4	市道先畑線道路改良事業	沼津A	6
5	市道鳥山手久多1号線道路改良事業	志原A	8
6	市道水畑線道路改良事業	初山A	10
7	市道小場2号線道路改良事業	初山B	12
8	市道初山中央線道路改良事業	初山B	14
9	市道津保美1号線道路改良事業	柳田A	16
10	市道辻1号線改良事業	布気	18
11	市道大石辻西ノ坂線道路改良事業	芦辺浦	20
12	市道商高国分線道路改良事業	国分	22
13	市道山崎線道路改良事業	石田 筒城	24
14	市道深江筒城線道路改良事業	石田	26
15	山崎地区集落環境整備事業	筒城	28
16	郷ノ浦地区第1分団3部小型動力ポンプ購入事業	武生水B	29
17	郷ノ浦地区第6分団1部小型動力ポンプ購入事業	初山B	
18	芦辺地区第9分団小型動力ポンプ購入事業	瀬戸浦	
19	郷ノ浦地区機動分団第1小隊ポンプ車購入事業	郷ノ浦	35
20	芦辺地区第5分団小型動力ポンプ積載車購入事業	中野郷	40
21	芦辺地区第10分団小型動力ポンプ積載車購入事業	大左右・中山	

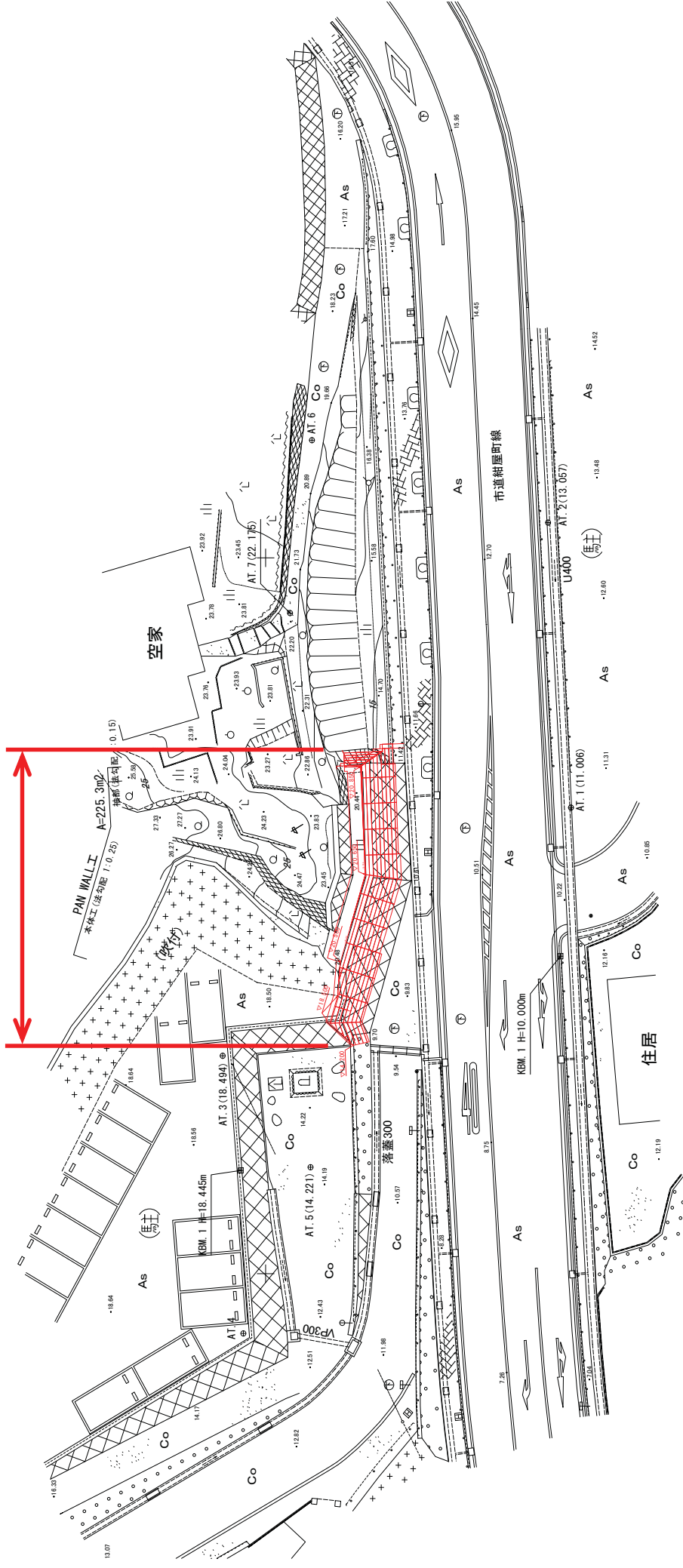
令和3年度辺地対策事業位置図



令和3年度市道紺屋町線法面補修事業

全体計画延長 L=50.0m W=7.0m

R 3 工事延長 L=50.0m W=7.0m

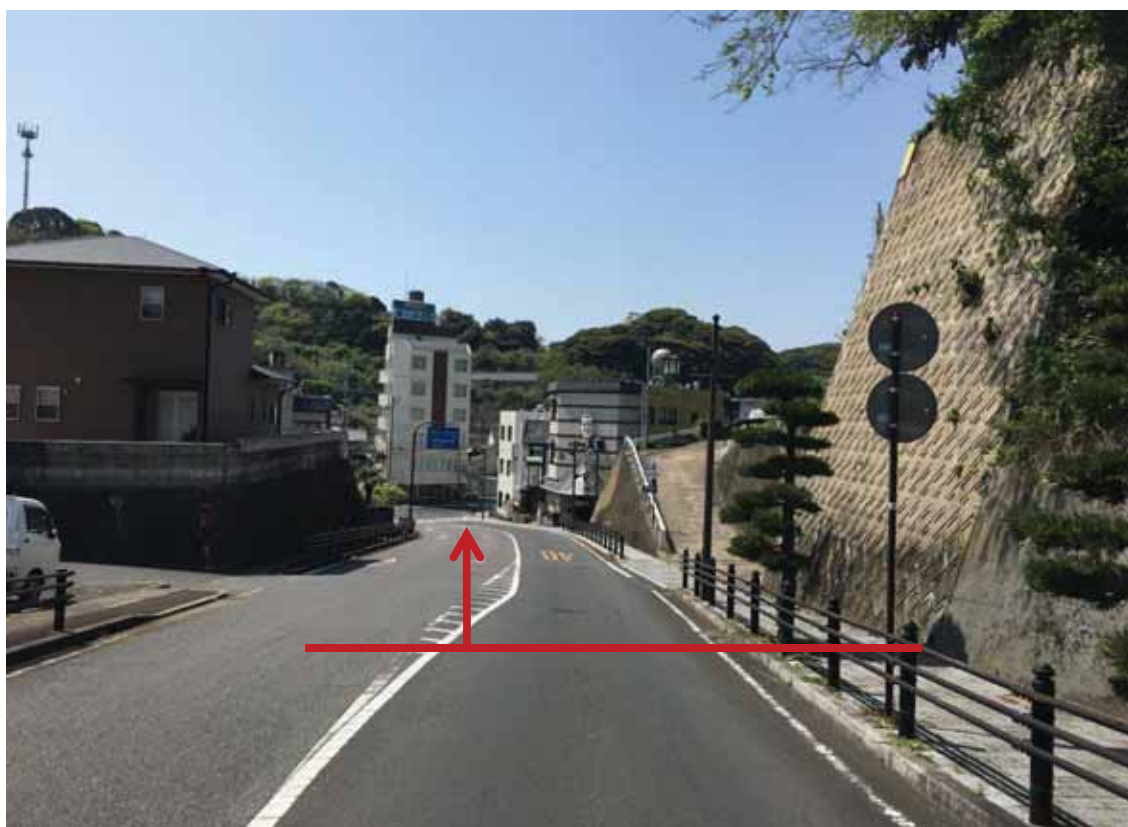


市道紺屋町線法面補修事業

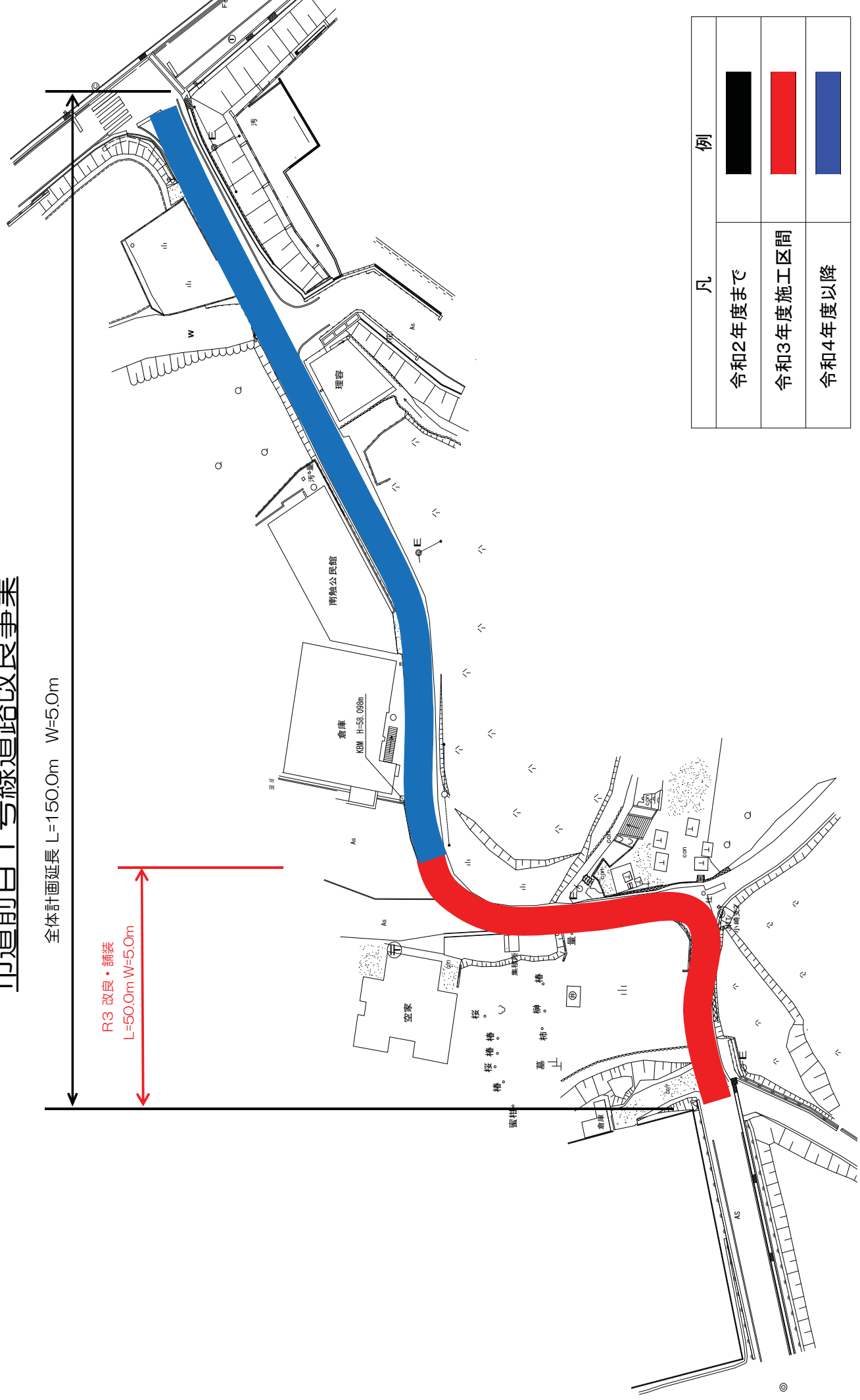
工事起点



工事終点



市道前目1号線道路改良事業



令和3年度 市道前目1号線道路改良事業

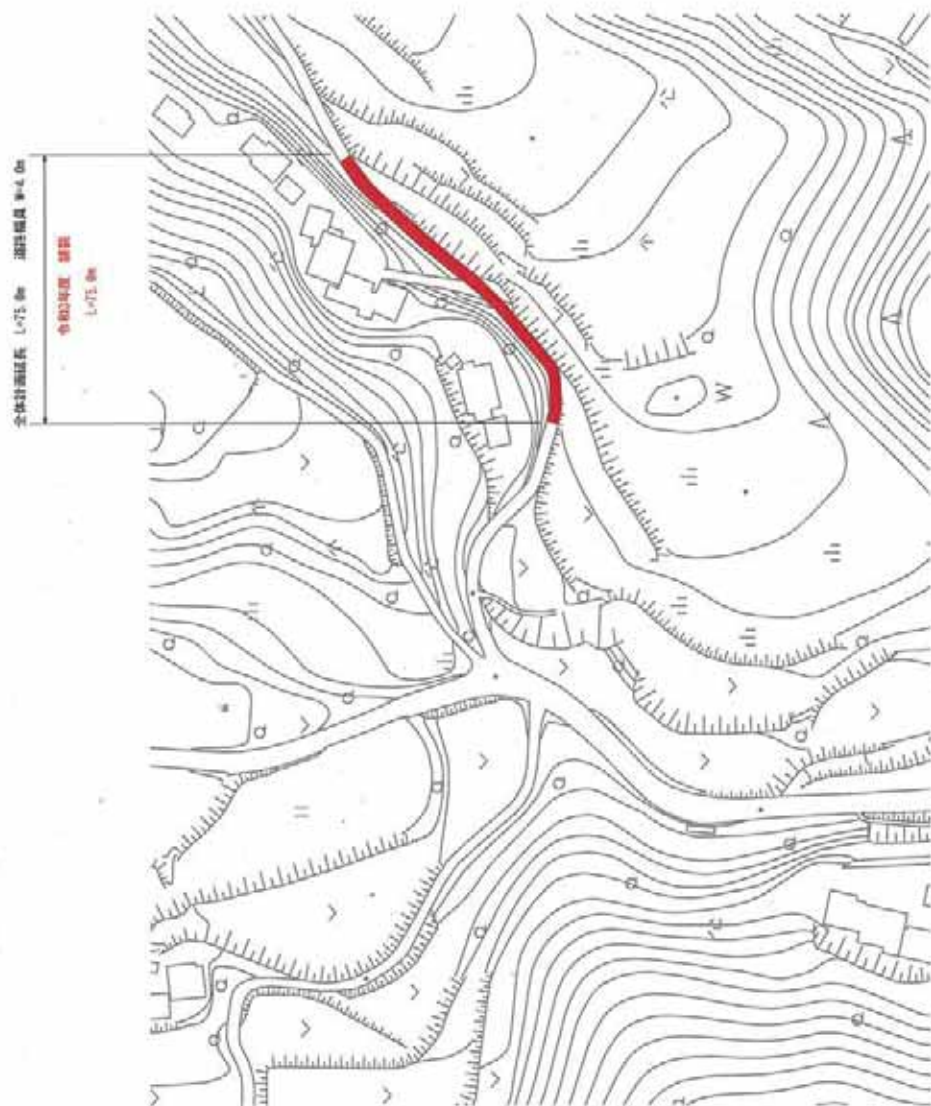
工事起点



工事終点



市道先細線 平面図



凡 例

道路幅員	道路幅員
道路幅員	道路幅員
道路幅員	道路幅員
道路幅員	道路幅員

市 道	市道先細線
建設名	市道先細線
施工箇所	交通路 市道先細線 市道先細線
計画年度	市 道 市 道
規 尺	1:1,000
図面番号	

令和3年度 市道先畑線道路改良事業

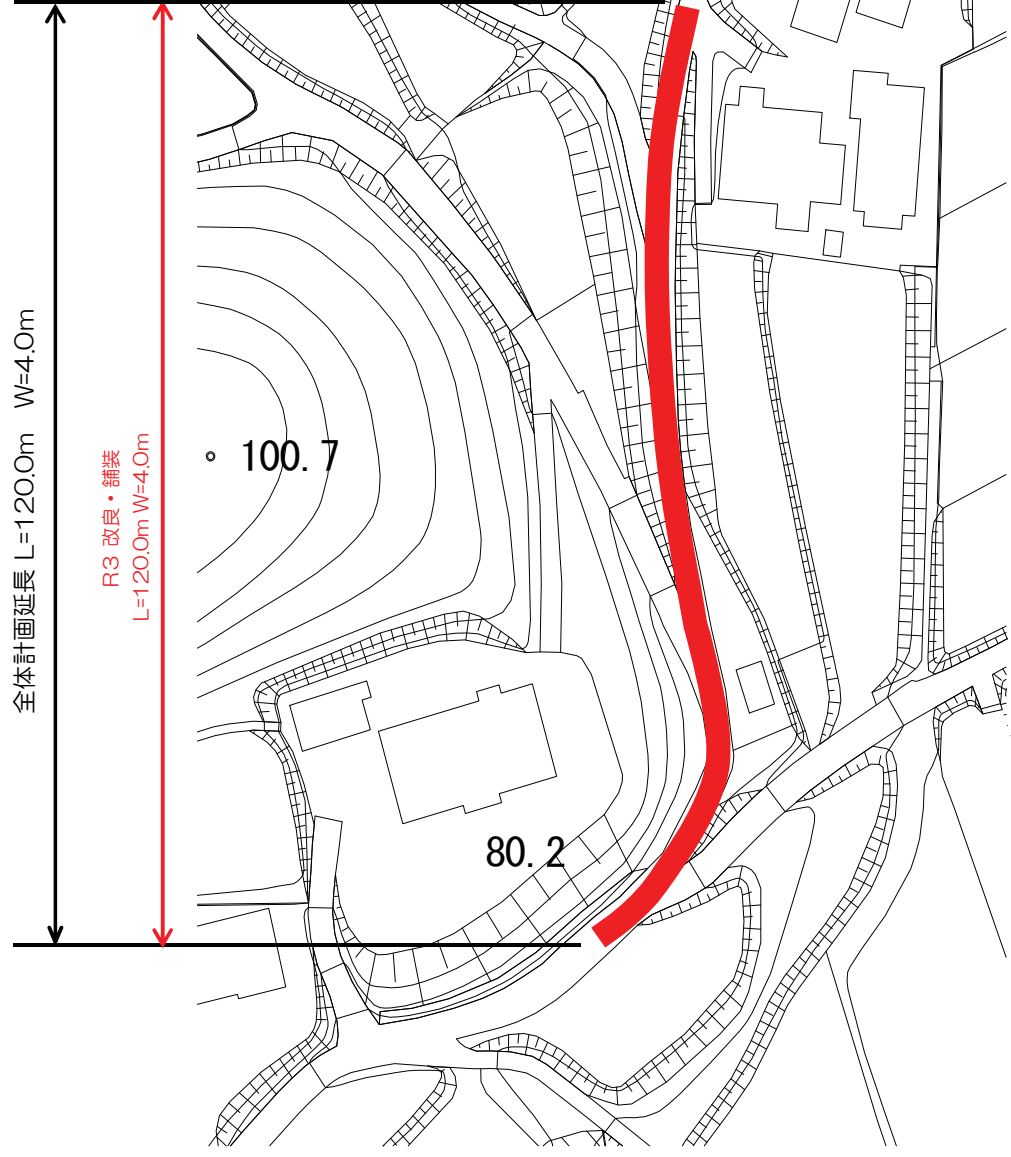
工事起点



工事終点



市道鳥山手久多1号線道路改良事業



凡	例
令和2年度まで	
令和3年度施工区間	
令和4年度以降	

令和3年度 市道鳥山手久多1号線道路改良事業

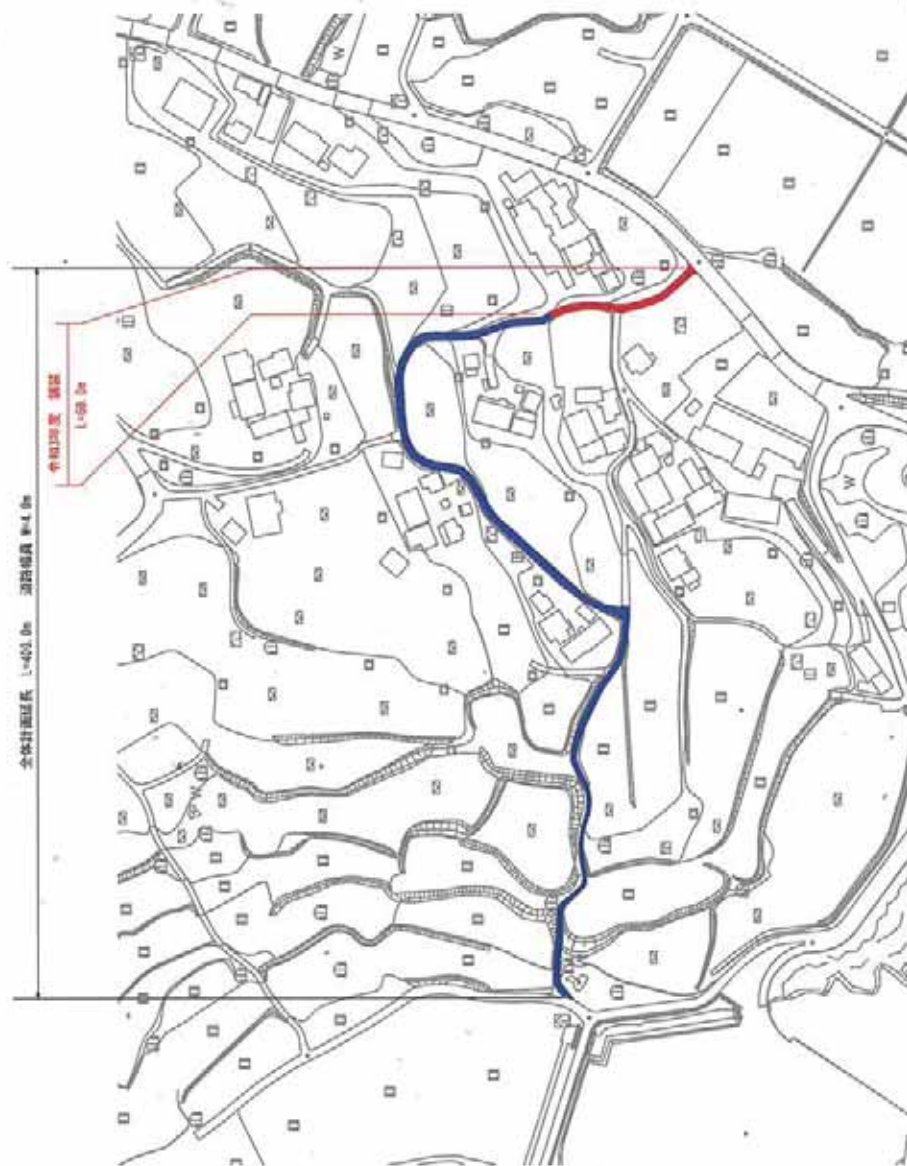
工事起点



工事終点



市道水汙線 平面図



色 代			
	制 色 樣	制 色 樣	制 色 樣

計	期	作 業 1 期 差
期 間	名	所 謂 承 買 地
期 間	名	包 括 自 建 人 庫 房 時 點
期 間	名	平 面 圖
期 間	名	5 x 1 5 0 0
期 間	名	

是 媽 媽 愛 岐 市

令和3年度 市道水畑線道路改良事業

工事起点



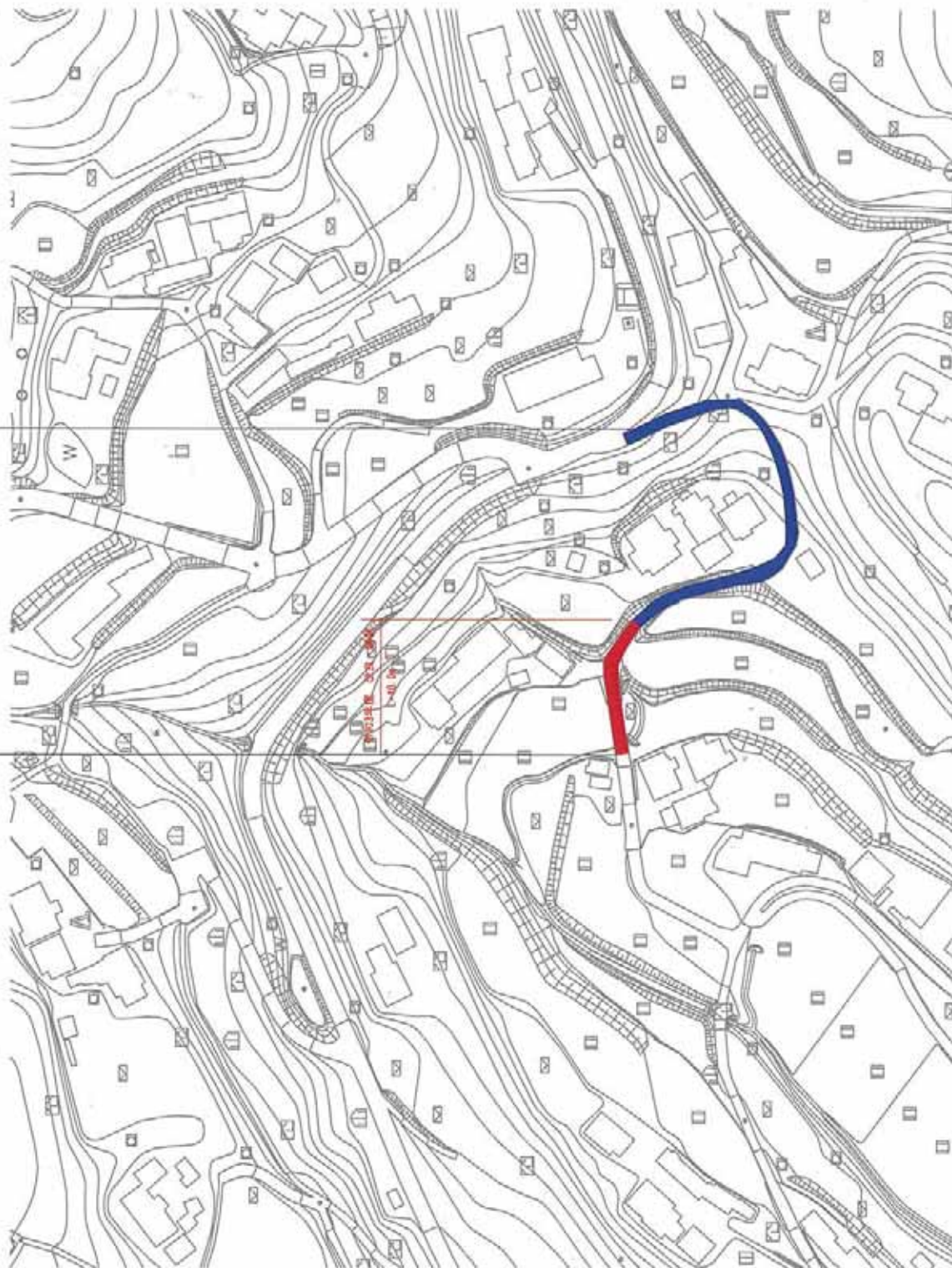
工事終点



市道小場2号線 平面図



全線計画延長 1,000.0m 道路幅員 8m/4.0m



凡 例

道路幅員	8m
道路幅員	4m
市道幅員線	

地 区	市道小場2号線
道路名	市道小場2号線
市工区別	市道小場2号線
道路種別	市 道
幅 尺	8m/4.0m
道路種別	市 道

令和3年度 市道小場2号線道路改良事業

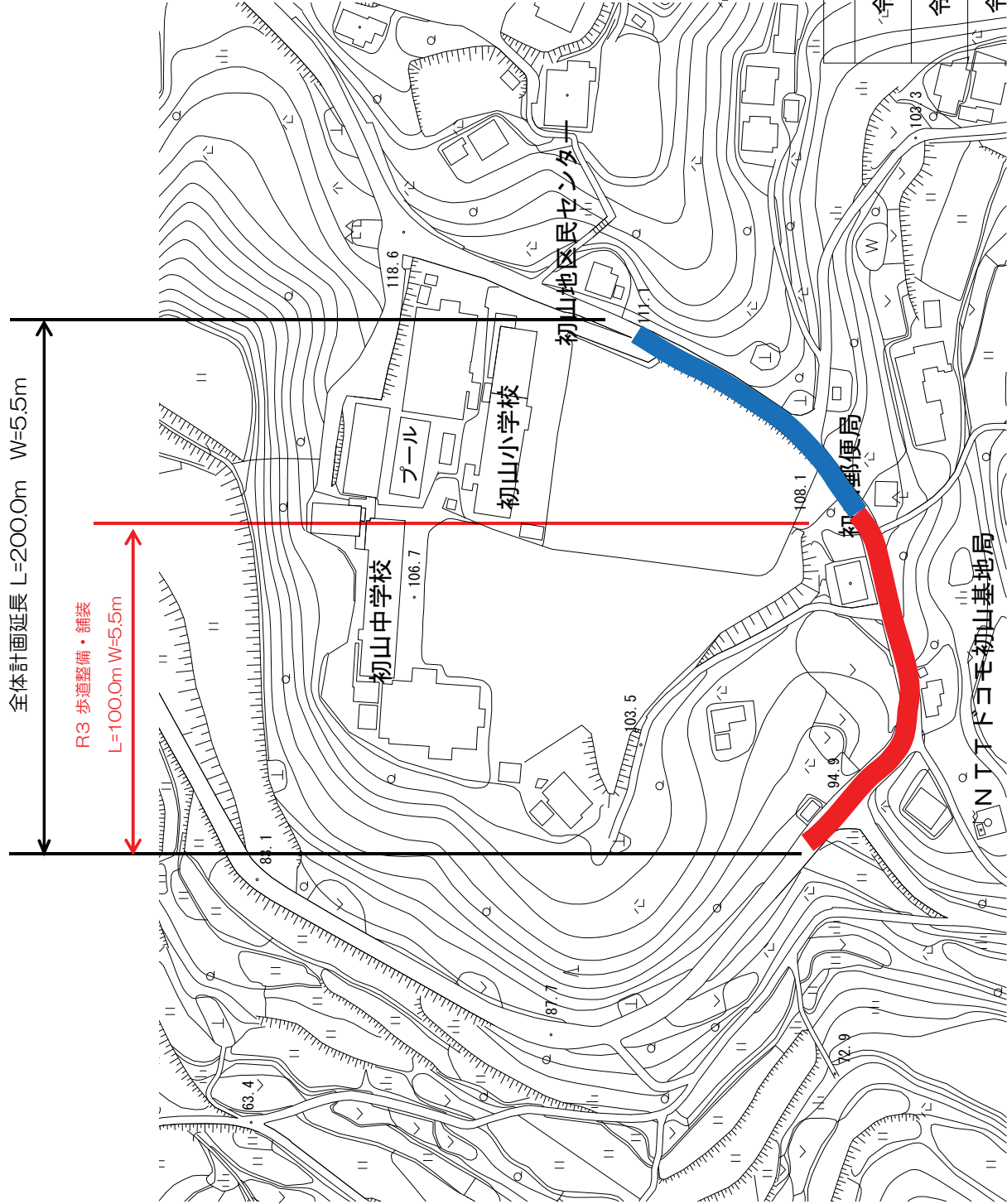
工事起点



工事終点



市道初山中央線道路改良事業



凡 例	
令和2年度まで	
令和3年度施工区間	
令和4年度以降	

令和3年度 市道初山中央線道路改良事業

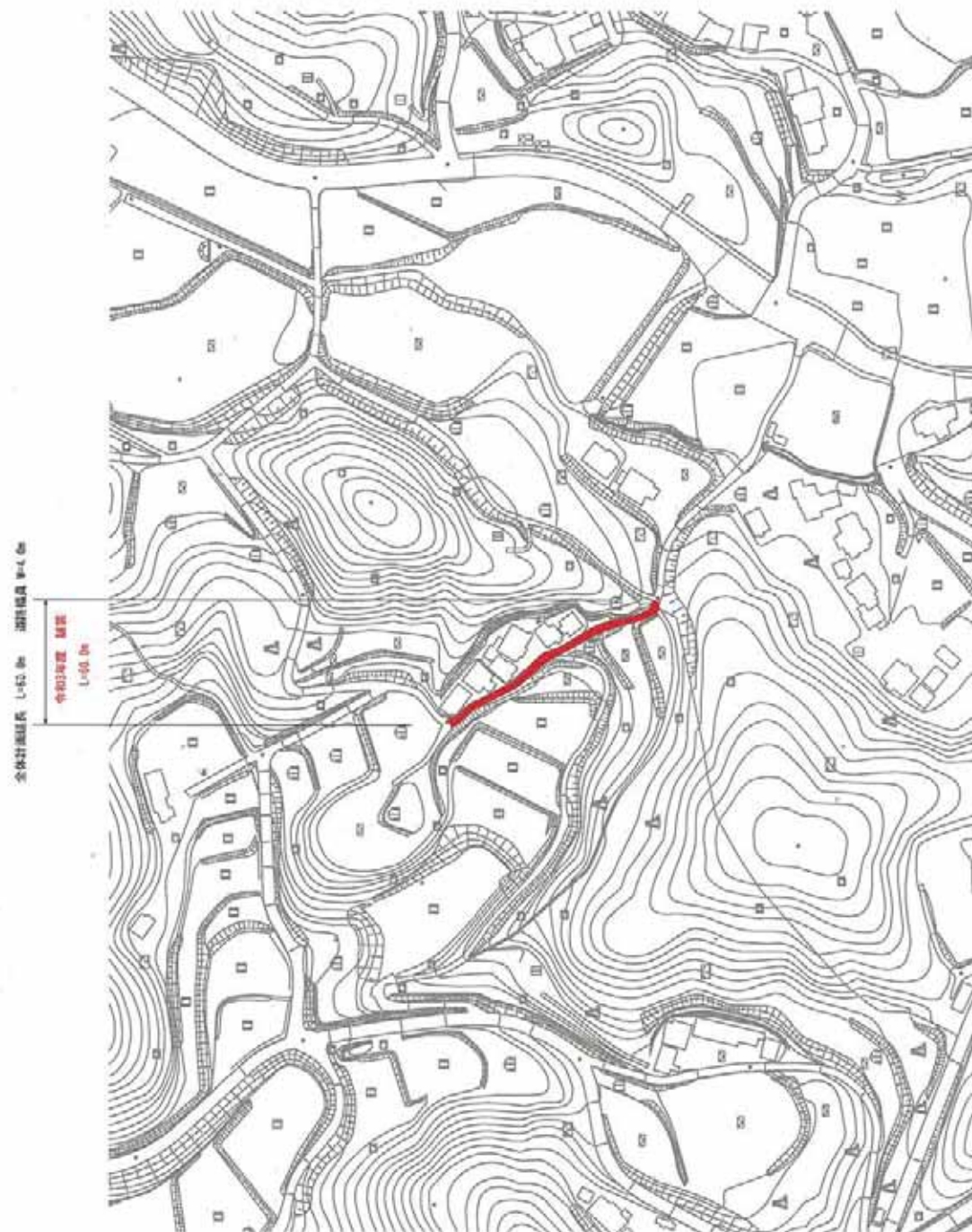
工事起点



工事終点



市道津保美1号線 平面図



色			
	印刷用	印刷用	印刷用

區 別	合 衆 公 司 製
此 藥 之	明 治 藥 房 經 銷
此 藥 之	總 經 銷 人 西 田 幸 次 郎
價 目 每	半 兩 四 角
瓶 一 元	5.11.20
價 目 每	
瓶 一 元	

長崎縣松本市

令和3年度 市道津保美1号線道路改良事業

工事起点

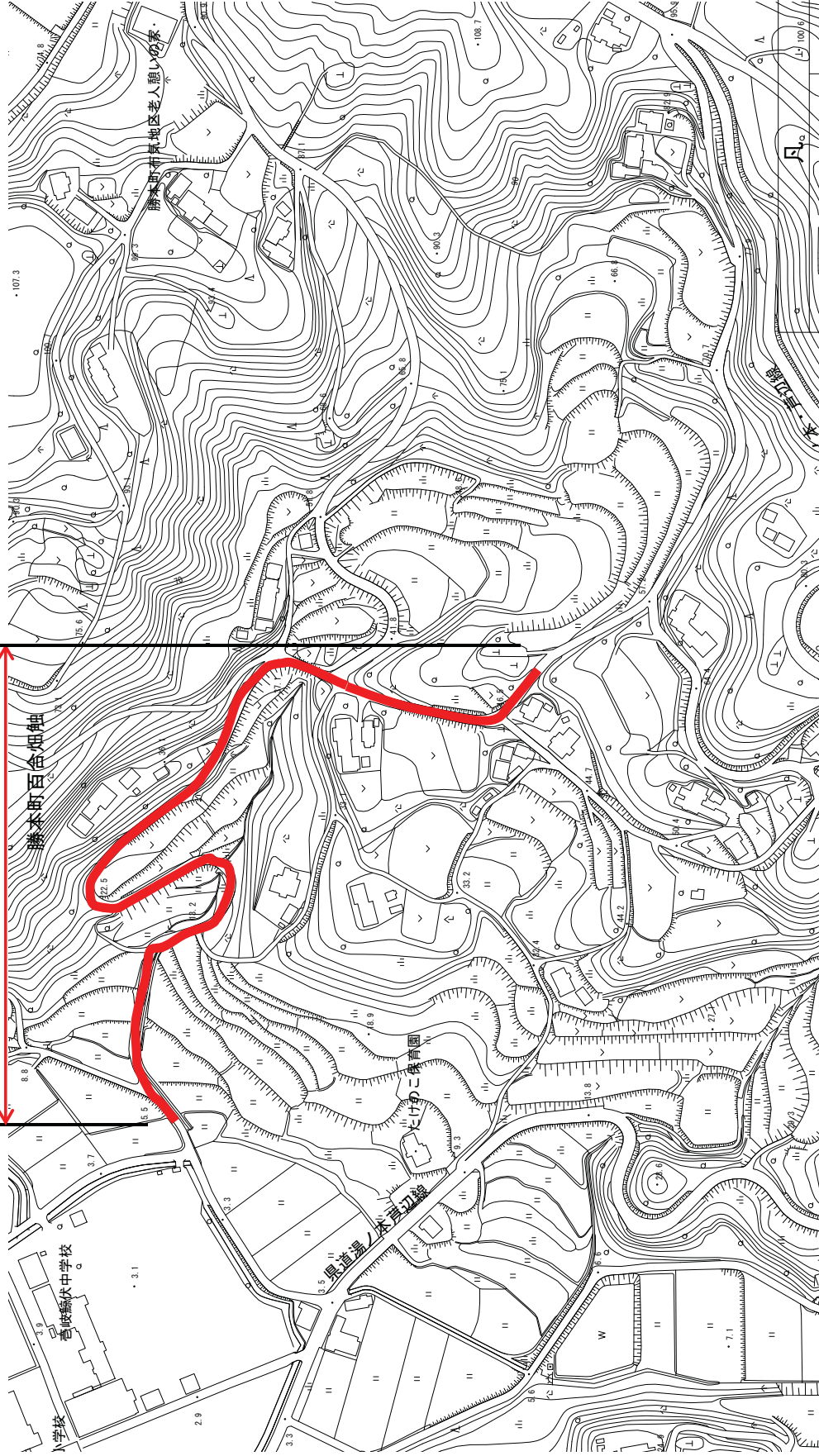


工事終点



市道辻1号線道路改良事業

全体計画延長 L=650.0m W=5.5m
 R3 歩道整備・舗装 L=650.0m W=5.5m



例	
令和2年度まで	
令和3年度施工区間	
令和4年度以降	

令和3年度 市道辻1号線道路改良事業

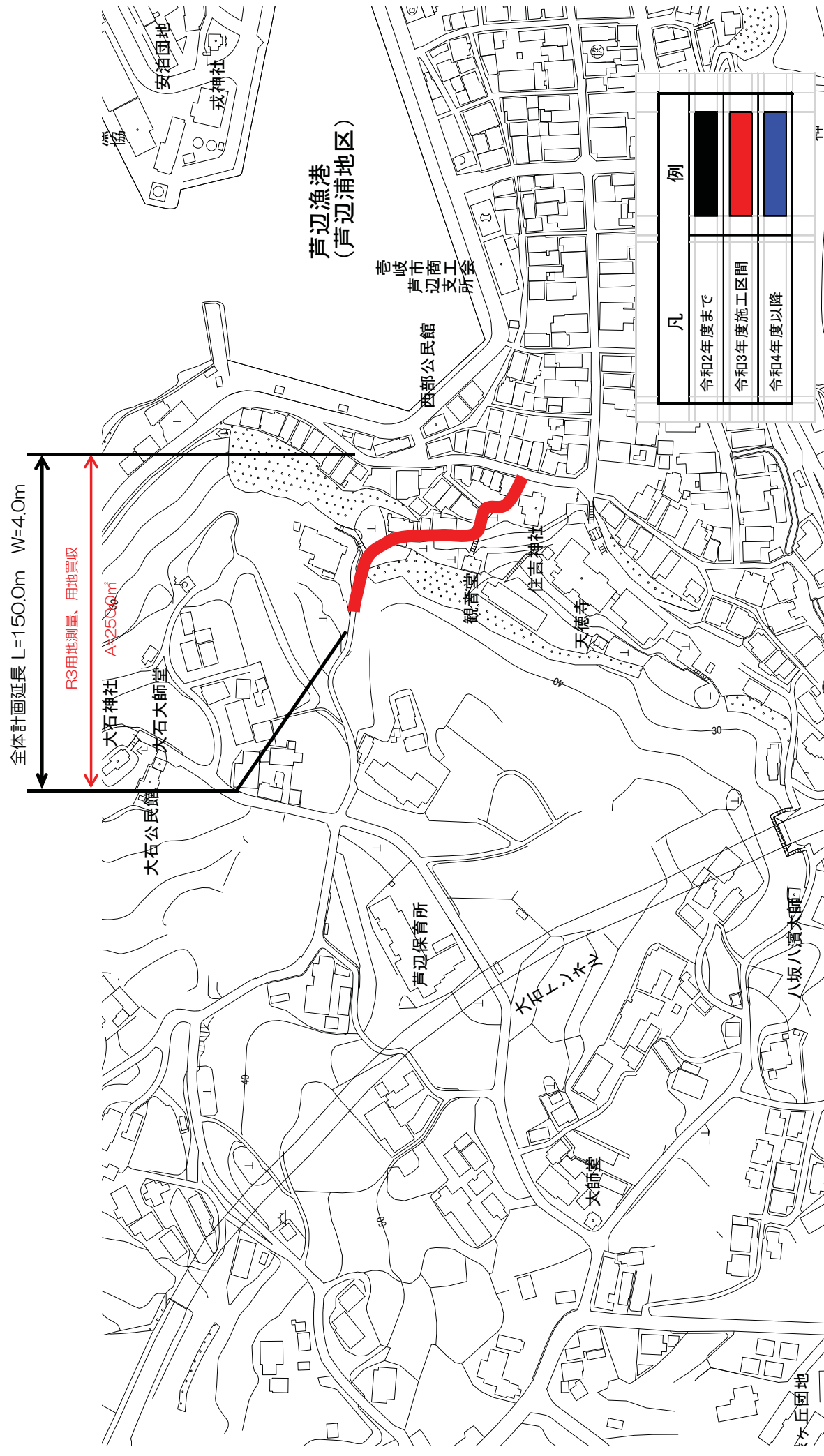
工事起点



工事終点



市道大石辻西ノ坂線道路改良事業



令和3年度 市道大石辻西ノ坂線道路改良事業

工事起点



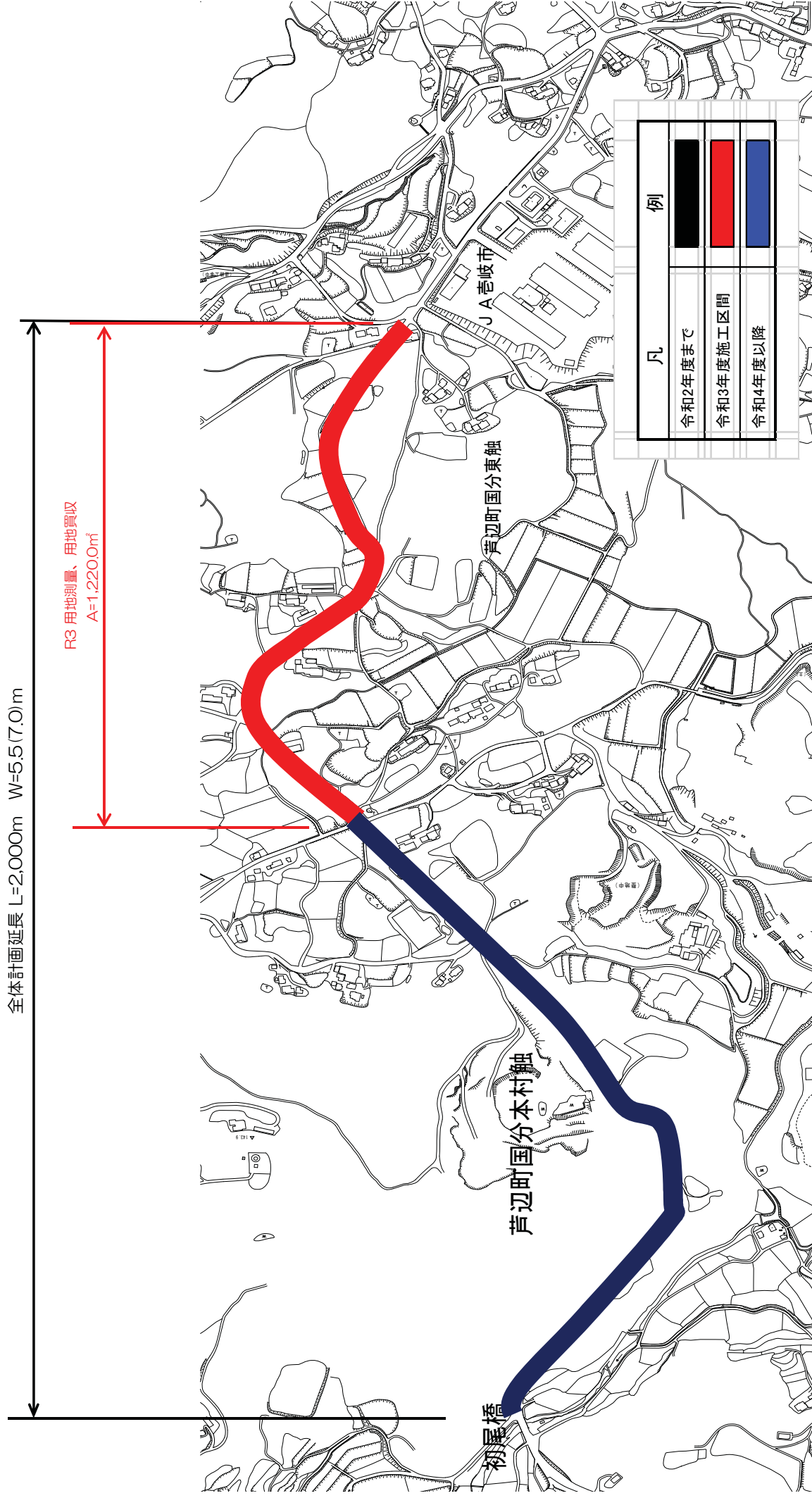
工事終点



市道商高国分線道路改良事業

全体計画延長 L=2,000m W=5.5(7.0)m

R3 用地測量、用地買収
A=1,220.0㎡



令和3年度 市道商高国分線道路改良事業

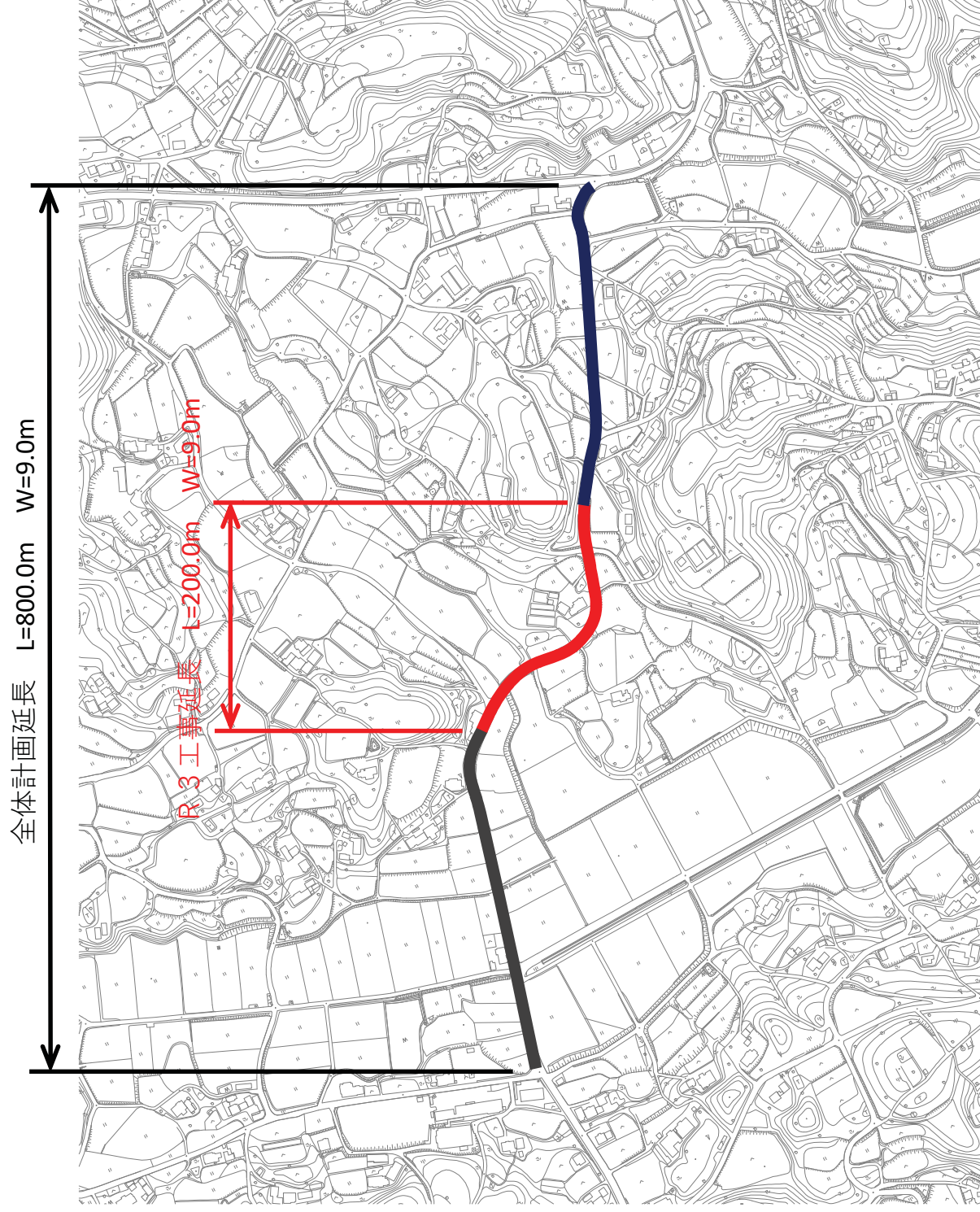
工事起点



工事終点



令和3年度市道山崎線道路改良事業



凡	例		
	過年度	当該年度	次年度以降

市道山崎線道路改良事業

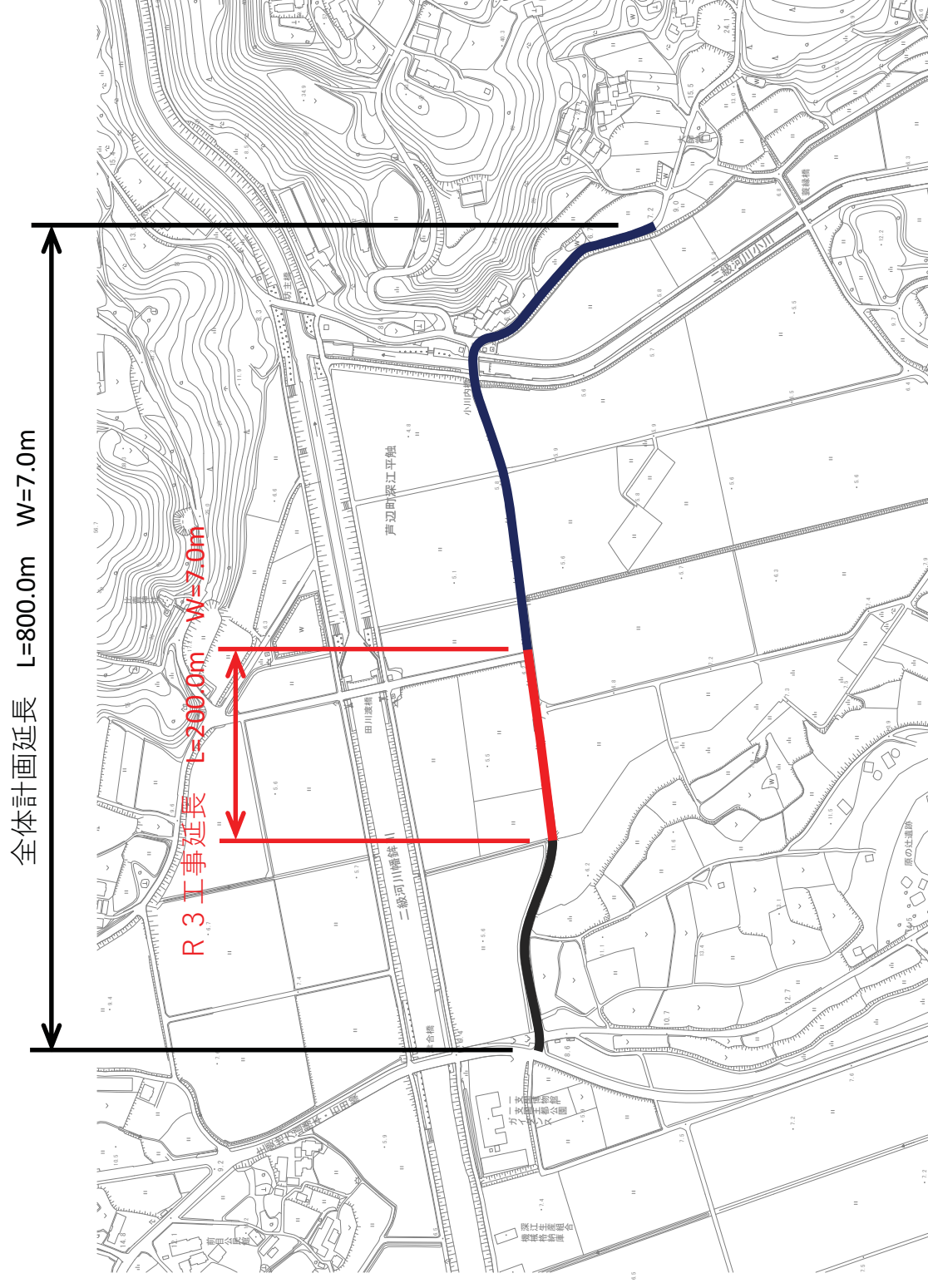
工事起点



工事終点



令和3年度市道深江筒城線道路改良事業



凡	例		
	過	年	度
	当	該	年
	度	度	以降

市道深江筒城線道路改良事業

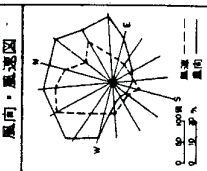
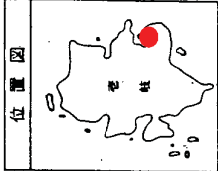
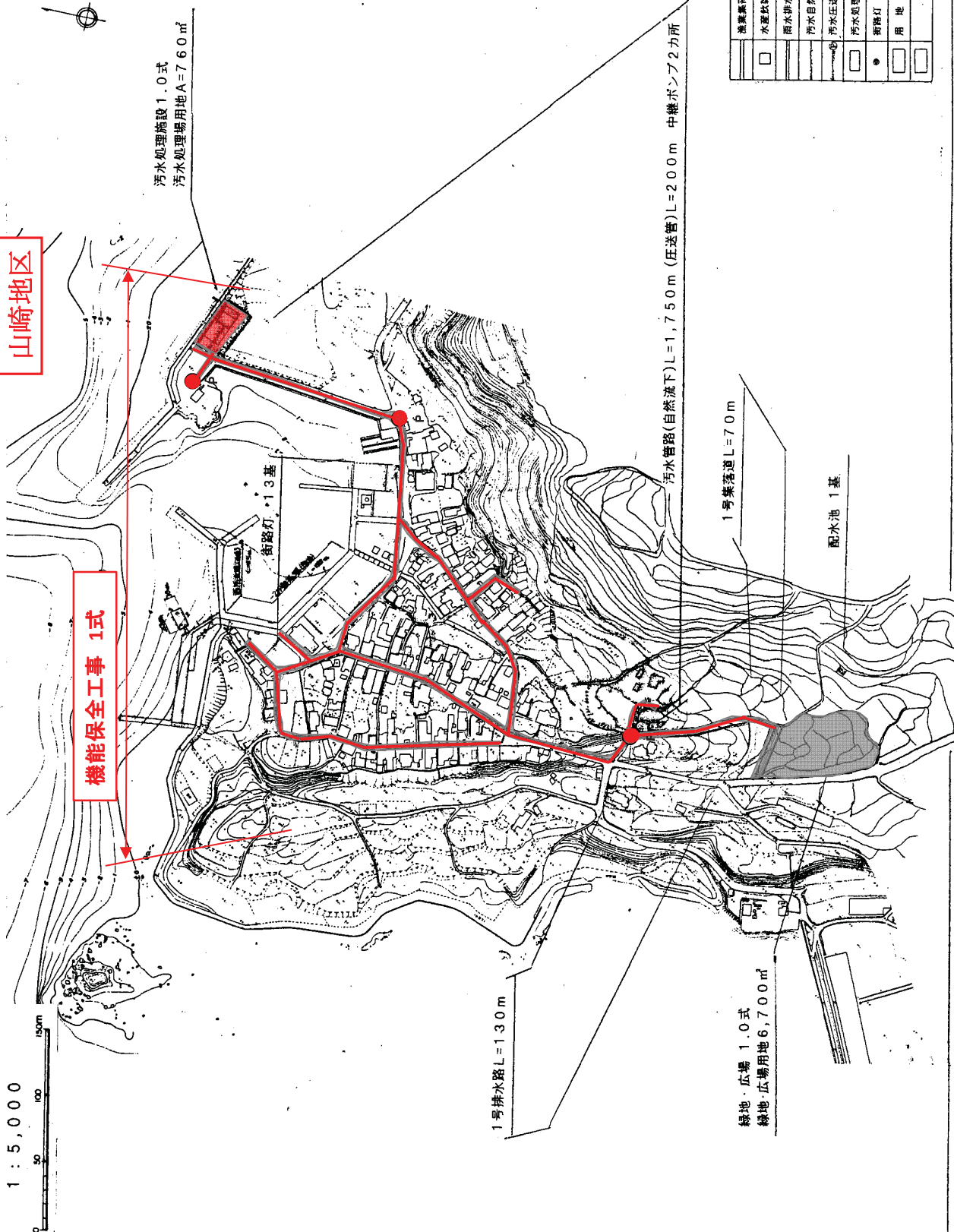
工事起点



工事終点



山崎漁港漁業集落環境整備事業計画平面図				施工場所
漁港番号	種別	事業主体	管理者	長崎県志岐郡石田町山崎
4511050	第1種	石田町	石田町	



潮位図	
H.W.L.	+3.00
M.W.L.	+2.70
T.P.	+1.16
M.H.L.	+0.90
L.W.L.	+0.00
O.L.	+0.00

凡例	例
☐ 12年度まで	
☐ 13年度施工	
☐ 14年度施工	
☐ 15年度以降	
☐ 他事業	

事業集積地	事業集積地
☐ 水産機械用水施設	
☐ 雨水排水路	
☐ 汚水自然流下管	
☐ 汚水圧送管・中継ポンプ	
☐ 汚水処理場	
☐ 監視灯	
☐ 用地	

昭和 年 月 日測量

TOHATSU

総務省消防庁 防災基金整備事業対象品
緊急防災・減災事業費対象品
日本消防検定協会受託評価品

操法大会での輝かしい戦歴が物語る
PROシリーズの非凡なる実力。
迎えた三代目は

「リミテッド」の名を冠する
限定モデルとして登場。

VC72

PRO III

Limited

王位継承

進化は

ついに最高ステージに到達

一瞬を争う

団員たちの

研ぎ澄まされた技に応える

ハイスペックモデル。

B-2級



金具装着例

アルミ金具を使用することで、より一層の軽量化が図れます。



エアホスピン金具 φ75 取り付け例



リング形の金具 φ75 取り付け例

	φ65	φ75	φ80	φ100
NEW LF-18 NEW	●アルミホスピン金具			
WS200 NEW	●アルミホスピン金具			
LF-25		●アルミホスピン金具		
LF-33				●アルミホスピン金具
WSソフト	●アルミホスピン金具			
WS22B	●アルミホスピン金具			
WS			●エアホスピン金具 (メッキ)	●エアホスピン金具 (メッキ)

●φ75アルミリング形の金具、φ75アルミホスピン金具は新製品「NEW LF-18」(WS200)に装着可能です。●金具取付けの作業は当社にて依頼ください。
●φ65用も従来通りアルミリング形の金具をご利用ください。

消防吸管用付属品



消防用ゴム製接続金具
ダブルスクリュータイプ



φ100スクリュータイプ



黒色バネ付



めりカゴ



吸着パイプ



黒ロイスイ化面付
黒色バネ付
黒ロイスイ化面付

新素材採用! ニュー・スーパーブリッジ

20t重量車通過にビクともしない実力



スーパーL型

rd480mm×
長さ570mm×
全高75mm
重量770kg(1枚)



スーパーS型

rd310mm×
長さ570mm×
全高75mm
重量450kg(1枚)



スーパー100型

rd200mm×
長さ1000mm×
全高95mm
重量11kg(1枚)

オーサカゴム株式会社

〒175-0042 東京都足立区西新井2-14-6
TEL:03-5777-0292 FAX:03-5777-1234
東京都品川区西蒲田2-1-10
TEL:03-5561-0291 FAX:03-5561-1123
東京都目黒区中目黒1-14-5
TEL:03-3311-9111 FAX:03-3311-9122
E-MAIL: info@osaka-rubber.co.jp FAX:03-5561-1123

代碼2

オーサカゴムの消防吸管は進化し続けます



2009.03.3000

さらに強靱、且つ柔軟に NEW LF-18・WS200 新登場!

NEW LF-18 NEW

NEW LF-18は、
現行のLF-18を強化させ、
重量・屈とう性・外観美を継承し、
さらにパージョンプアップしました。

特徴

- 耐キンク性の向上
- 吸水量の向上

NEW LF-18

●適用寸法:φ75 ●白線:25mm・2本 ●反折線:10mm・2本



NEW LF-18MZ

●適用寸法:φ75 ●白線:50mm・1本・縦線状



NEW LF-18KZ

●適用寸法:φ75 ●白線:50mm・1本・縦線状



性能	NEW LF-18
製造者/製造所	SOG09009
使用温度範囲	-25~40℃
金属線部外径	88.5~91.5mm
内径	76.0~79.0mm
重量	約1.8kg/m
蛇腹部外径	87.0~88.5mm
外形	蛇腹式

※吸水量は試験方法に準じて測定されています。

WS200 NEW

WS200は、
WS225・WSソフトの性能を継承し、
さらにパージョンプアップしました。

特徴

- 吸水量の向上

WS200M

●適用寸法:φ75 ●白線:25mm・2本



WS200ML

●適用寸法:φ75 ●白線:25mm・2本 ●反折線:5mm・2本



WS200MLL

●適用寸法:φ75 ●白線:25mm・2本 ●反折線:5mm・4本



WS200KZ

●適用寸法:φ75 ●白線:50mm・1本・縦線状



性能	WS200
製造者/製造所	SOG09009
使用温度範囲	-25~40℃
金属線部外径	88.5~91.5mm
内径	76.0~79.0mm
重量	約2.0kg/m
蛇腹部外径	87.0~88.5mm
外形	蛇腹式

※吸水量は試験方法に準じて測定されています。

LF-28/LF-33

LF-28

●適用寸法:φ90 ●白線:25mm・2本



LF-33

●適用寸法:φ100 ●白線:25mm・2本



性能	LF-28 80	LF-33 100
製造者/製造所	SOG10002	SOG11001
使用温度範囲	-25~40℃	-25~40℃
金属線部外径	105.0~108.0mm	121.0~124.0mm
内径	89.0~92.0mm	102.0~105.0mm
重量	約2.8kg/m	約3.3kg/m
蛇腹部外径	103.0~104.5mm	117.5~119.0mm
外形	蛇腹式	蛇腹式

WSソフト/WS225

φ65規格につきましては従来通りお選びいただけます。

性能	WSソフト 65	WS225 65
製造者/製造所	SOG07003	SOG07002
使用温度範囲	-25~40℃	-25~40℃
金属線部外径	80.5~83.5mm	80.5~83.5mm
内径	63.5~66.5mm	63.5~66.5mm
重量	約1.8kg/m	約1.9kg/m
蛇腹部外径	76.5~79.0mm	78.0~79.5mm
外形	蛇腹式	蛇腹式

φ95・φ80・φ100規格製品形式一覧

φ95規格	φ90規格	φ100規格
型式	型式	型式
No.	No.	No.
WSソフト S0307003	LF-28 S0310002	LF-33 S0311001
WS225 S0307002	WS S0310001	WS S0311000

-MKLZ

※写真は、約3m・3m・4m・6m / 2m・2m・10mの規格品です。
この写真は、1φ・2φ・3φ・4φ・5φ・6φ・7φ・8φ・9φ・10φ・11φ・12φ・13φ・14φ・15φ・16φ・17φ・18φ・19φ・20φ・21φ・22φ・23φ・24φ・25φ・26φ・27φ・28φ・29φ・30φ・31φ・32φ・33φ・34φ・35φ・36φ・37φ・38φ・39φ・40φ・41φ・42φ・43φ・44φ・45φ・46φ・47φ・48φ・49φ・50φ・51φ・52φ・53φ・54φ・55φ・56φ・57φ・58φ・59φ・60φ・61φ・62φ・63φ・64φ・65φ・66φ・67φ・68φ・69φ・70φ・71φ・72φ・73φ・74φ・75φ・76φ・77φ・78φ・79φ・80φ・81φ・82φ・83φ・84φ・85φ・86φ・87φ・88φ・89φ・90φ・91φ・92φ・93φ・94φ・95φ・96φ・97φ・98φ・99φ・100φ・101φ・102φ・103φ・104φ・105φ・106φ・107φ・108φ・109φ・110φ・111φ・112φ・113φ・114φ・115φ・116φ・117φ・118φ・119φ・120φ・121φ・122φ・123φ・124φ・125φ・126φ・127φ・128φ・129φ・130φ・131φ・132φ・133φ・134φ・135φ・136φ・137φ・138φ・139φ・140φ・141φ・142φ・143φ・144φ・145φ・146φ・147φ・148φ・149φ・150φ・151φ・152φ・153φ・154φ・155φ・156φ・157φ・158φ・159φ・160φ・161φ・162φ・163φ・164φ・165φ・166φ・167φ・168φ・169φ・170φ・171φ・172φ・173φ・174φ・175φ・176φ・177φ・178φ・179φ・180φ・181φ・182φ・183φ・184φ・185φ・186φ・187φ・188φ・189φ・190φ・191φ・192φ・193φ・194φ・195φ・196φ・197φ・198φ・199φ・200φ・201φ・202φ・203φ・204φ・205φ・206φ・207φ・208φ・209φ・210φ・211φ・212φ・213φ・214φ・215φ・216φ・217φ・218φ・219φ・220φ・221φ・222φ・223φ・224φ・225φ・226φ・227φ・228φ・229φ・230φ・231φ・232φ・233φ・234φ・235φ・236φ・237φ・238φ・239φ・240φ・241φ・242φ・243φ・244φ・245φ・246φ・247φ・248φ・249φ・250φ・251φ・252φ・253φ・254φ・255φ・256φ・257φ・258φ・259φ・260φ・261φ・262φ・263φ・264φ・265φ・266φ・267φ・268φ・269φ・270φ・271φ・272φ・273φ・274φ・275φ・276φ・277φ・278φ・279φ・280φ・281φ・282φ・283φ・284φ・285φ・286φ・287φ・288φ・289φ・290φ・291φ・292φ・293φ・294φ・295φ・296φ・297φ・298φ・299φ・300φ・301φ・302φ・303φ・304φ・305φ・306φ・307φ・308φ・309φ・310φ・311φ・312φ・313φ・314φ・315φ・316φ・317φ・318φ・319φ・320φ・321φ・322φ・323φ・324φ・325φ・326φ・327φ・328φ・329φ・330φ・331φ・332φ・333φ・334φ・335φ・336φ・337φ・338φ・339φ・340φ・341φ・342φ・343φ・344φ・345φ・346φ・347φ・348φ・349φ・350φ・351φ・352φ・353φ・354φ・355φ・356φ・357φ・358φ・359φ・360φ・361φ・362φ・363φ・364φ・365φ・366φ・367φ・368φ・369φ・370φ・371φ・372φ・373φ・374φ・375φ・376φ・377φ・378φ・379φ・380φ・381φ・382φ・383φ・384φ・385φ・386φ・387φ・388φ・389φ・390φ・391φ・392φ・393φ・394φ・395φ・396φ・397φ・398φ・399φ・400φ・401φ・402φ・403φ・404φ・405φ・406φ・407φ・408φ・409φ・410φ・411φ・412φ・413φ・414φ・415φ・416φ・417φ・418φ・419φ・420φ・421φ・422φ・423φ・424φ・425φ・426φ・427φ・428φ・429φ・430φ・431φ・432φ・433φ・434φ・435φ・436φ・437φ・438φ・439φ・440φ・441φ・442φ・443φ・444φ・445φ・446φ・447φ・448φ・449φ・450φ・451φ・452φ・453φ・454φ・455φ・456φ・457φ・458φ・459φ・460φ・461φ・462φ・463φ・464φ・465φ・466φ・467φ・468φ・469φ・470φ・471φ・472φ・473φ・474φ・475φ・476φ・477φ・478φ・479φ・480φ・481φ・482φ・483φ・484φ・485φ・486φ・487φ・488φ・489φ・490φ・491φ・492φ・493φ・494φ・495φ・496φ・497φ・498φ・499φ・500φ・501φ・502φ・503φ・504φ・505φ・506φ・507φ・508φ・509φ・510φ・511φ・512φ・513φ・514φ・515φ・516φ・517φ・518φ・519φ・520φ・521φ・522φ・523φ・524φ・525φ・526φ・527φ・528φ・529φ・530φ・531φ・532φ・533φ・534φ・535φ・536φ・537φ・538φ・539φ・540φ・541φ・542φ・543φ・544φ・545φ・546φ・547φ・548φ・549φ・550φ・551φ・552φ・553φ・554φ・555φ・556φ・557φ・558φ・559φ・560φ・561φ・562φ・563φ・564φ・565φ・566φ・567φ・568φ・569φ・570φ・571φ・572φ・573φ・574φ・575φ・576φ・577φ・578φ・579φ・580φ・581φ・582φ・583φ・584φ・585φ・586φ・587φ・588φ・589φ・590φ・591φ・592φ・593φ・594φ・595φ・596φ・597φ・598φ・599φ・600φ・601φ・602φ・603φ・604φ・605φ・606φ・607φ・608φ・609φ・610φ・611φ・612φ・613φ・614φ・615φ・616φ・617φ・618φ・619φ・620φ・621φ・622φ・623φ・624φ・625φ・626φ・627φ・628φ・629φ・630φ・631φ・632φ・633φ・634φ・635φ・636φ・637φ・638φ・639φ・640φ・641φ・642φ・643φ・644φ・645φ・646φ・647φ・648φ・649φ・650φ・651φ・652φ・653φ・654φ・655φ・656φ・657φ・658φ・659φ・660φ・661φ・662φ・663φ・664φ・665φ・666φ・667φ・668φ・669φ・670φ・671φ・672φ・673φ・674φ・675φ・676φ・677φ・678φ・679φ・680φ・681φ・682φ・683φ・684φ・685φ・686φ・687φ・688φ・689φ・690φ・691φ・692φ・693φ・694φ・695φ・696φ・697φ・698φ・699φ・700φ・701φ・702φ・703φ・704φ・705φ・706φ・707φ・708φ・709φ・710φ・711φ・712φ・713φ・714φ・715φ・716φ・717φ・718φ・719φ・720φ・721φ・722φ・723φ・724φ・725φ・726φ・727φ・728φ・729φ・730φ・731φ・732φ・733φ・734φ・735φ・736φ・737φ・738φ・739φ・740φ・741φ・742φ・743φ・744φ・745φ・746φ・747φ・748φ・749φ・750φ・751φ・752φ・753φ・754φ・755φ・756φ・757φ・758φ・759φ・760φ・761φ・762φ・763φ・764φ・765φ・766φ・767φ・768φ・769φ・770φ・771φ・772φ・773φ・774φ・775φ・776φ・777φ・778φ・779φ・780φ・781φ・782φ・783φ・784φ・785φ・786φ・787φ・788φ・789φ・790φ・791φ・792φ・793φ・794φ・795φ・796φ・797φ・798φ・799φ・800φ・801φ・802φ・803φ・804φ・805φ・806φ・807φ・808φ・809φ・810φ・811φ・812φ・813φ・814φ・815φ・816φ・817φ・818φ・819φ・820φ・821φ・822φ・823φ・824φ・825φ・826φ・827φ・828φ・829φ・830φ・831φ・832φ・833φ・834φ・835φ・836φ・837φ・838φ・839φ・840φ・841φ・842φ・843φ・844φ・845φ・846φ・847φ・848φ・849φ・850φ・851φ・852φ・853φ・854φ・855φ・856φ・857φ・858φ・859φ・860φ・861φ・862φ・863φ・864φ・865φ・866φ・867φ・868φ・869φ・870φ・871φ・872φ・873φ・874φ・875φ・876φ・877φ・878φ・879φ・880φ・881φ・882φ・883φ・884φ・885φ・886φ・887φ・888φ・889φ・890φ・891φ・892φ・893φ・894φ・895φ・896φ・897φ・898φ・899φ・900φ・901φ・902φ・903φ・904φ・905φ・906φ・907φ・908φ・909φ・910φ・911φ・912φ・913φ・914φ・915φ・916φ・917φ・918φ・919φ・920φ・921φ・922φ・923φ・924φ・925φ・926φ・927φ・928φ・929φ・930φ・931φ・932φ・933φ・934φ・935φ・936φ・937φ・938φ・939φ・940φ・941φ・942φ・943φ・944φ・945φ・946φ・947φ・948φ・949φ・950φ・951φ・952φ・953φ・954φ・955φ・956φ・957φ・958φ・959φ・960φ・961φ・962φ・963φ・964φ・965φ・966φ・967φ・968φ・969φ・970φ・971φ・972φ・973φ・974φ・975φ・976φ・977φ・978φ・979φ・980φ・981φ・982φ・983φ・984φ・985φ・986φ・987φ・988φ・989φ・990φ・991φ・992φ・993φ・994φ・995φ・996φ・997φ・998φ・999φ・1000φ・1001φ・1002φ・1003φ・1004φ・1005φ・1006φ・1007φ・1008φ・1009φ・1010φ・1011φ・1012φ・1013φ・1014φ・1015φ・1016φ・1017φ・1018φ・1019φ・1020φ・1021φ・1022φ・1023φ・1024φ・1025φ・1026φ・1027φ・1028φ・1029φ・1030φ・1031φ・1032φ・1033φ・1034φ・1035φ・1036φ・1037φ・1038φ・1039φ・1040φ・1041φ・1042φ・1043φ・1044φ・1045φ・1046φ・1047φ・1048φ・1049φ・1050φ・1051φ・1052φ・1053φ・1054φ・1055φ・1056φ・1057φ・1058φ・1059φ・1060φ・1061φ・1062φ・1063φ・1064φ・1065φ・1066φ・1067φ・1068φ・1069φ・1070φ・1071φ・1072φ・1073φ・1074φ・1075φ・1076φ・1077φ・1078φ・1079φ・1080φ・1081φ・1082φ・1083φ・1084φ・1085φ・1086φ・1087φ・1088φ・1089φ・1090φ・1091φ・1092φ・1093φ・1094φ・1095φ・1096φ・1097φ・1098φ・1099φ・1100φ・1101φ・1102φ・1103φ・1104φ・1105φ・1106φ・1107φ・1108φ・1109φ・1110φ・1111φ・1112φ・1113φ・1114φ・1115φ・1116φ・1117φ・1118φ・1119φ・1120φ・1121φ・1122φ・1123φ・1124φ・1125φ・1126φ・1127φ・1128φ・1129φ・1130φ・1131φ・1132φ・1133φ・1134φ・1135φ・1136φ・1137φ・1138φ・1139φ・1140φ・1141φ・1142φ・1143φ・1144φ・1145φ・1146φ・1147φ・1148φ・1149φ・1150φ・1151φ・1152φ・1153φ・1154φ・1155φ・1156φ・1157φ・1158φ・1159φ・1160φ・1161φ・1162φ・1163φ・1164φ・1165φ・1166φ・1167φ・1168φ・1169φ・1170φ・1171φ・1172φ・1173φ・1174φ・1175φ・1176φ・1177φ・1178φ・1179φ・1180φ・1181φ・1182φ・1183φ・1184φ・1185φ・1186φ・1187φ・1188φ・1189φ・1190φ・1191φ・1192φ・1193φ・1194φ・1195φ・1196φ・1197φ・1198φ・1199φ・1200φ・1201φ・1202φ・1203φ・1204φ・1205φ・1206φ・1207φ・1208φ・1209φ・1210φ・1211φ・1212φ・1213φ・1214φ・1215φ・1216φ・1217φ・1218φ・1219φ・1220φ・1221φ・1222φ・1223φ・1224φ・1225φ・1226φ・1227φ・1228φ・1229φ・1230φ・1231φ・1232φ・1233φ・1234φ・1235φ・1236φ・1237φ・1238φ・1239φ・1240φ・1241φ・1242φ・1243φ・1244φ・1245φ・1246φ・1247φ・1248φ・1249φ・1250φ・1251φ・1252φ・1253φ・1254φ・1255φ・1256φ・1257φ・1258φ・1259φ・1260φ・1261φ・1262φ・1263φ・1264φ・1265φ・1266φ・1267φ・1268φ・1269φ・1270φ・1271φ・1272φ・1273φ・1274φ・1275φ・1276φ・1277φ・1278φ・1279φ・1280φ・1281φ・1282φ・1283φ・1284φ・1285φ・1286φ・1287φ・1288φ・1289φ・1290φ・1291φ・1292φ・1293φ・1294φ・1295φ・1296φ・1297φ・1298φ・1299φ・1300φ・1301φ・1302φ・1303φ・1304φ・1305φ・1306φ・1307φ・1308φ・1309φ・1310φ・1311φ・1312φ・1313φ・1314φ・1315φ・1316φ・1317φ・1318φ・1319φ・1320φ・1321φ・1322φ・1323φ・1324φ・1325φ・1326φ・1327φ・1328φ・1329φ・1330φ・1331φ・1332φ・1333φ・1334φ・1335φ・1336φ・1337φ・1338φ・1339φ・1340φ・1341φ・1342φ・1343φ・1344φ・1345φ・1346φ・1347φ・1348φ・1349φ・1350φ・1351φ・1352φ・1353φ・1354φ・1355φ・1356φ・1357φ・1358φ・1359φ・1360φ・1361φ・1362φ・1363φ・1364φ・1365φ・1366φ・1367φ・1368φ・1369φ・1370φ・1371φ・1372φ・1373φ・1374φ・1375φ・1376φ・1377φ・1378φ・1379φ・1380φ・1381φ・1382φ・1383φ・1384φ・1385φ・1386φ・1387φ・1388φ・1389φ・1390φ・1391φ・1392φ・1393φ・1394φ・1395φ・1396φ・1397φ・1398φ・1399φ・1400φ・1401φ・1402φ・1403φ・1404φ・1405φ・1406φ・1407φ・1408φ・1409φ・1410φ・1411φ・1412φ・1413φ・1414φ・1415φ・1416φ・1417φ・1418φ・1419φ・1420φ・1421φ・1422φ・1423φ・1424φ・1425φ・1426φ・1427φ・1428φ・1429φ・1430φ・1431φ・1432φ・1433φ・1434φ・1435φ・1436φ・1437φ・1438φ・1439φ・1440φ・1441φ・1442φ・1443φ・1444φ・1445φ・1446φ・1447φ・1448φ・1449φ・1450φ・1451φ・1452φ・1453φ・1454φ・1455φ・1456φ・1457φ・1458φ・1459φ・1460φ・1461φ・1462φ・1463φ・1464φ・1465φ・1466φ・1467φ・1468φ・1469φ・1470φ・1471φ・1472φ・1473φ・1474φ・1475φ・1476φ・1477φ・1478φ・1479φ・1480φ・1481φ・1482φ・1483φ・1484φ・1485φ・1486φ・1487φ・1488φ・1489φ・1490φ・1491φ・1492φ・1493φ・1494φ・1495φ・1496φ・1497φ・1498φ・1499φ・1500φ・1501φ・1502φ・1503φ・1504φ・1505φ・1506φ・1507φ・1508φ・1509φ・1510φ・1511φ・1512φ・1513φ・1514φ・1515φ・1516φ・1517φ・1518φ・1519φ・1520φ・1521φ・1522φ・1523φ・1524φ・1525φ・1526φ・1527φ・1528φ・1529φ・1530φ・1531φ・1532φ・1533φ・1534φ・1535φ・1536φ・1537φ・1538φ・1539φ・1540φ・1541φ・1542φ・1543φ・1544φ・1545φ・1546φ・1547φ・1548φ・1549φ・1550φ・1551φ・1552φ・1553φ・1554φ・1555φ・1556φ・1557φ・1558φ・1559φ・1560φ・1561φ・1562φ・1563φ・1564φ・1565φ・1566φ・1567φ・1568φ・1569φ・1570φ・1571φ・1572φ・1573φ・1574φ・1575φ・1576φ・1577φ・1578φ・1579φ・1580φ・1581φ・1582φ・1583φ・1584φ・1585φ・1586φ・1587φ・1588φ・1589φ・1590φ・1591φ・1592φ・1593φ・1594φ・1595φ・1596φ・1597φ・1598φ・1599φ・1600φ・1601φ・1602φ・1603φ・1604φ・1605φ・1606φ・1607φ・1608φ・1609φ・1610φ・1611φ・1612φ・1613φ・1614φ・1615φ・1616φ・1617φ・1618φ・1619φ・1620φ・1621φ・1622φ・1623φ・1624φ・1625φ・1626φ・1627φ・1

消防団 ポンプ操法機材 CATALOGUE VI

操法最速ジェットホース コンベシリーズ

▶ コンベV(第1線～2線最速ホース)



1 新型ジャケットにより耐腐耗性能を維持しつつも軽量化が実現したホースです。
2 表面加工の最適化により、伸張時のホース同士への滑りを防止します。

▶ コンベV3(第3線最速ホース)



1 新型ジャケットによりキックと曲れを低減します。
2 表面加工の最適化により、巻取の少ない運びやすいホースです。

特長

スパンライクフィラメントを使用し、ジャケットの段階でより平滑になるように編まれたジャケットです。(当社比)リブレット加工によりタン方向の繊維なめが糸の乱れを少なくし、通水抵抗を低下させ高圧通水を実現します。

品名	口径	使用圧(Mpa)	質量(g/m)	編組数	標準長(m)	巻径(cm)
コンベV	65	1.3	275±10	綾織	20 20±0.1	31.5
コンベV3	65	1.3	285±10	綾織	20 20±0.1	33.0

操法用最速金具 (ご注文時にご指定下さい)

▶ ジェットクイック金具



● ジェットクイック金具は押し金具先端の特許テーバー形状によりスムーズに結合できます。

▶ ユニカップPRO



● 受け金具内側が段差をなくしたテーバー形状であるため、スムーズに結合できます。

▶ 挿込式接手



▶ 簡光タイヤ

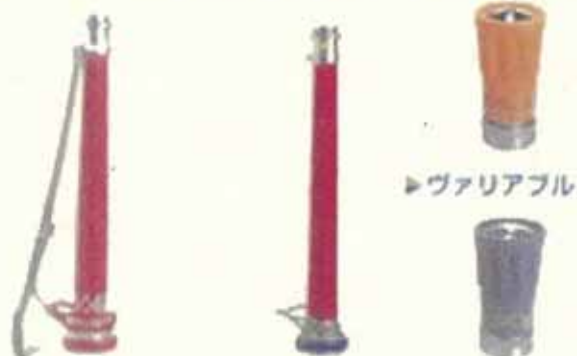


● 夜間の使用に最適です。

株式会社 赤尾
AKAO

管銃・噴霧ノズル

▶ スーパーストリーム管銃 ▶ 差込管銃 ▶ プロコンペ21



管銃

品名	口径	材質	長さ(寸)
スーパーストリーム管銃	65	アルミ合金	643
差込管銃	65	アルミ合金	630

噴霧ノズル

品名	口径	材質	口径(寸)
プロコンペ21	65	アルミ合金	21
ヴァリアブル	65	アルミ合金	23 20

火点標的

▶ 操法用標的



材質	寸法(寸)	質量(kg)
ステンレス	幅600×高さ2000	20

角型水槽 KA-2500



特長

- フレームは組立式のため容易に組立・分解が可能です。
- PVCターボリンを使用し、耐久性に優れております。
- 増設が容易にできます。



フレームカバー(別売)

型式	材質	色	容積(L)	高さ(寸)	幅(寸)	奥行(寸)
KA-2500	PVCターボリン	オレンジ	2500	800	1824	1824

ゼッケン・シューズ

▶ ゼッケン(5枚組)



● 4枚組もあります。

▶ 操法用シューズ バルタンX



- 走りやすい軽やかな足回りシューズです。
- 接地時間が短く、次のステップへ早い振替が可能です。



CD-I

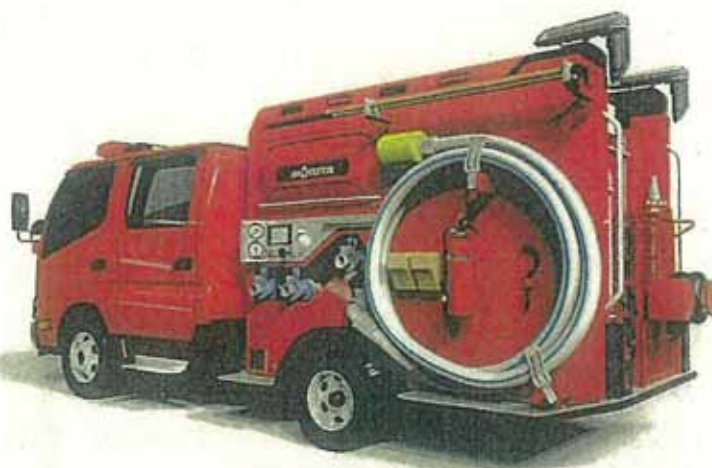
ミラクル Light

CD-I型 消防ポンプ自動車



あなたの街を守る ——

軽量 & コンパクトのニュースタダードカー



車両総重量 3.5t^{未満} 対応車

登場!

■ 普通免許対応の消防ポンプ自動車

2017年3月12日の改正道路交通法の施行により改正前の5t未満から改定後は3.5t未満に引き下げられました。今後自動車運転免許を取得する人が従来のCD-I型消防ポンプ自動車を運転するには、準中型免許を取得する必要があります。消防団員のなり手の減少に更なる拍車をかけかねない事態に対し、普通免許で運転可能なCD-I型消防ポンプ自動車をご提案いたします。

従前	5トン		11トン		(車両総重量)
	普通免許	中型免許	大型免許		
新制度	3.5トン	7.5トン	11トン		(車両総重量)
	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許	



■ コンパクトなボディにしっかり収納・積載を確保

ポンプ室上部と車両後部に資機材庫を設置し、車両総重量3.5t未満の車両でありつつ、収納力も確保。多様な現場に対応します。



ポンプ室上部資機材庫



ホースカー(オプション)
ホース6本積載可能

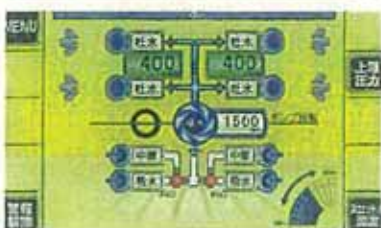


車両後部資機材庫

A-2級ポンプ搭載で、消火能力はそのままに

コンパクトな車両でありつつもCD-I型ポンプ車の規格である、
A-2級ポンプを搭載。放水性能を落とさず、従来通りの消火能力を発揮します。

安全機能装置付ポンプ操作装置を標準装備



● 安全機能付ポンプ操作盤「e-モニタ」

e-モニタは、カラー液晶チェックモニタ機能付き自動揚水装置です。
ワンタッチでの揚水操作に加え、揚水状態のチェック、エンジン回転数の制御など、
充実の機能で作業をサポートします。

● オールインワン設計で簡単操作

e-モニタ、各種計器類を一体化し優れた操作性と操作盤の省スペース化実現。
また、圧力計と連成計は斜め45度に張り出し、放水操作中の視認性を
向上させています。

● 充実の安心機能

「上限圧力設定機能」、「上限回転制御機能」をはじめ、様々な安全機能が
組み込まれており、隊員の安全な活動を支えます。

オプション

■ 高性能吸管 LF-RS

「LF-RS」は、口径は従来通りの吸
管と同じ75mmでありながら、従
来の75mm吸管と比較して大幅な
吸水流量アップを実現！



従来の吸管とのスペック比較

呼称	高性能吸管 LF-RS	吸管 A	吸管 B
口径	75	75	75
重量(kg/m)	約2.0	約2.0	約2.1
流量(L/min)	1,400	1,200	1,200

※流量は条件による

■ アオリ

後部ボディ上部にはデザ
イン性に優れたFRPア
オリを取り付け可能。



■ 超高輝度LED投光器「クアトロビーム」

- 自動車のヘッドライト用の超高輝度 白色LEDを
4灯搭載
- 作業エリア(10m~40m)をワイドに照射(拡散)
- 20m先を明るく照射



装備品オプション

■ Nomad360

ライト・三脚・バッテリー一体型のLED
投光器です。直径約12cmのコンパクト
な外形に収納でき、1人で簡単に持ち運
ぶことができます。また、設置が容易で、
迅速に使用できます。
ライト自体は120度
〜360度の広範囲
に照射が可能です。



■ Nomad Prime

Nomad360と同様に、ライト・バッテ
リー・三脚が一体型であり、折りたたむと
コンパクトな筒形となるLED投光器で
す。ライト自体は正面8度のスポット照射
に加え、拡
散レンズを
使用すること
で120度の
拡散照射に
も対応してい
ます。



■ エディルグラッパ MDC300 T30

油圧ユニット、ホースを接続する必要がない、充電式の油圧
コンピュールです。バッテリー1個で負荷なく15分間稼働で
きます(予備を含めて2個付属)。バッテリー切れの際には、
AC100Vアダプター電源を繋げて使用することも可能です。
先端部の最大開口幅は300mmで、最大220mmの幅のものを
切断することができます。
また、最大引張力は78.5KN、最大圧力63.8KN、最大圧力
は先端から25mmの
部分で280KNです。
先端部は時計回り、反時
計回りに90度ずつ(合計
180度)回転します。



CD-I型 消防ポンプ自動車

主要諸元

[シャシ諸元]

機種	CD-I Type B
シャシ	11車級ダブルキャブ型 ディーゼルエンジン
トランスミッション	オートマチックトランスミッション
駆動方式	4×2
総排気量	2,982L
ホイールベース	2,545mm
最小回転半径	4.7m
燃料タンク容量	60L
前輪	175/75R15
後輪	145R13-8 ダブル
バッテリー	12V×1個
定員	6名

[機体諸元]

水ポンプ	MZI型 A-2級
真空ポンプ	無給油ピストン式真空ポンプ MPDV-90
吸水口	計2口(75Aボールコック付 車体両側面各1口)
中継口	計2口(65Aボールコック付 車体両側面各1口)
排水口	計4口(65Aボールコック付 車体両側面各2口)

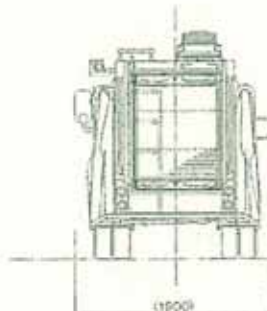
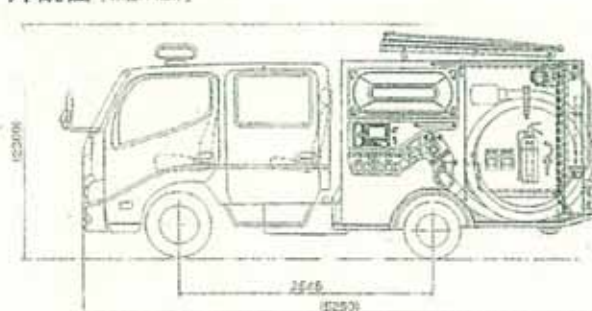
取付品

品目	内容	数量
ポンプ圧力計	電子式 Φ100 丸型 45度標出式	左右各1個
ポンプ速度計	電子式 Φ100 丸型 45度標出式	左右各1個
エンジン回転計	シャシ純正	1個
エンジン油温計		1個
赤色警光灯	12V	1個
電子サイレン	12V	1式
ウーデライト	MM-150U Φ160 ハロゲン70W 5枚	1式
後退警報器	シャシ純正	1式
標識灯	プラスチック製(黄色)	1式
e-モニタ		左右各1個
ポンプ室内灯	MYSB-L9-W (モリタ) LED灯	1式
図(番)マーク	Φ150	1個
足除ゴム	前輪側:シャシ固有 後輪側:モリタ純正	1式
照明灯	ポンプ室内面灯	左右各1個

付属品

品目	内容	数量
吸管	75mm×10m 金具ACスロッター	左右各1本
吸管ストレーナ	プラスチック製 75mm用	2個
吸口ストレーナ	プラスチック製 75mm用	左右各1個
吸管ちりよけかご	ポリエチレン製 75mm用 黄色	2個
吸管まくら木	ゴム製 75mm用	2個
吸管ロープ	Φ10mm×15m	2本
消火栓金具	呼称75mmネジメス×呼称65mm逆込みメス AC製	1個
中継用継合金具	呼称65mmネジメス×呼称65mm逆込みメス AC製	左右各1個
消火栓開閉金具	Φ19 長さ800mm×持ち手300mm	1本
吸管スナバ	FCD製 75mm用	左右各1本
管そう	呼称65 熱収縮グリッド付 AC製	左右各1本
ノズル	Φ20、Φ23、Φ26 AC製	各1個
可変噴霧ノズル	バリアブルノズル Φ23 AC製	1個
放水継合金具	呼称65mmネジメス×呼称65mm逆込みメス AC製	左右各2個
とび口	1.5m(とび口)ナラ材柄 ワレタン塗装仕上	2本
金てこ	Φ25 長さ850mm	1本
封先スコップ	柄:木製	1本
はしご	鋼管製 2つ折 3.6m 部塗り	1脚
車輪止	ゴム製 小	2個
消火器	M-20MC(モリタ)ABC 20型	1本
ポンプ工具	冷却水ストレーナキャップ用スナバ	1個
非常用圧力計付継合金具	65A 逆込みメスキャップ	1個
中継口ストレーナ	プラスチック製 65mm用	左右各1個
オイルポット	180ml 合成樹脂製	1本
補修用ラッカー	スプレー式 赤色 300ml	1本

外観図 [単位: mm]



この仕様は改良のための予告なく変更することがあります。あらかじめご了承ください。※本カタログの写真は印刷のため実際の色とは多少異なります。※本カタログに使用している写真にはオプション装備を載せています。

人と地球のいのちを守る

MORITA

株式会社モリタ

本 社: 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク1番地の5
東 本 社: 〒105-0003 東京都港区新橋3丁目25番31号
営業本部: (03)5777-5070

東京営業部 (03)5777-5073 | 福岡支店 (092)641-5601
神奈川支店 (079)568-7970 | 徳島支店 (022)238-6461
名古屋支店 (052)721-5331 | 富山営業所 (076)432-2606



代理店

<http://www.morita119.jp>

18.05-01 SE



